

平成20年度第3回
板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

会 議 録

板橋区政策経営部区政情報課

平成20年度第3回板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

- 1 開催年月日 平成21年2月10日(火)
- 2 開催場所 板橋区役所 第2委員会室
- 3 出席者 会長 佐藤 信行
副会長 石田 武臣
委員 岩隈 道洋
正田 道子
高木 祥勝
河野 雅子
浅野 礼子
木下 達雄
かいべ とも子
高沢 一基
松崎 いたる
安井 賢光
北川 容子
- 4 事務局 橋本政策経営部長
丸山区政情報課長
浅賀IT推進課長
- 5 担当課長 菅野納税課長
中村健康生きがい部参事(健康推進課長事務取扱)
湯本生きがい推進課長
小池介護保険課長
帯刀おとしより保健福祉センター所長
藤井障がい者福祉課長
堺子ども政策課長
矢嶋生涯学習課長

午後 1 時30分開会

丸山区政情報課長 それでは、定刻になりましたので、板橋区情報公開及び個人情報保護審議会委員の委嘱式を始めさせていただきます。本日はお忙しい中ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。しばらくの間、事務局が進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

まず委員の任期満了に伴いまして、新たに委員をお願いいたしました皆様に、坂本区長から委嘱状をお渡しいたします。委員の皆様には、お席にてお待ち願います。それでは、岩隈委員からお渡しをさせていただきます。

(区長から、委嘱状の伝達)

丸山区政情報課長 それでは、ここで坂本区長からごあいさつを申し上げます。

坂本区長 皆様、こんにちは。今日は、板橋区情報公開及び個人情報保護審議会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。また、新しく任期が変わりましたので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。日ごろから、板橋区政にご協力をいただきまして、心から感謝申し上げます。これまで板橋区におきましては、区民から信頼される区政並びに開かれた区政の実現に向けまして、情報公開や個人情報の保護の推進をまいりました。今後とも精力的に取り組んでまいりたいと考えております。とりわけ個人情報の開示請求の件数につきましては、この数年、大変増加の傾向でございます。区民の自分の個人情報並びにプライバシーにつきましても、大きな意識が高まっているというふうに感じております。こういう状況の中におきましては、他のある自治体の件でありますけれども、個人情報の取り扱いを外部に業務委託した際に、地方公共団体の保有する11万人分という大量の個人情報がインターネットに流れたというふうな情報もございました。万が一、板橋区が保有します個人情報が紛失、あるいは損失した場合に、プライバシーの侵害のほかにも、予期しない被害が広範に及ぶということもございますし、一層の慎重な取り扱いが必要であると考えております。個人情報の保護につきましては、板橋区が一丸となって、さらに心を引き締めていかなければならないと感じております。そのためにも、区が保有いたします個人情報の管理利用体制につきましても、第三者の視点から評価を行うため、今年度、新たに外部評価委員会を設置いたしました。後ほど報告がされますけれども、外部評価委員会の実地調査結果がまとまりまして報告を受けました。委員会からの改善、あるいは提案事項を検討しながら、区の事務処理を改善することによりまして、個人情報の保護の実効性を一層高めたいと考えているところであります。今日の諮問案件につきましては7件ございますけれども、情報公開制度と個人情報保護制度の円滑な運営につきましても、審議会の委員の皆様方には、よろしくご審議を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

丸山区政情報課長 それでは、改選後、第1回目の審議会ですので、お手元の資料4の審議会委員名簿に基づきまして、新委員の皆様をご紹介させていただきたいと思います。なお、お手元に資料がないようでしたら、お知らせをください。よろしいでしょうか。それでは、資料4に基づきまして、ご紹介をさせていただきたいと思います。なお、石田委員、竹林委員につきましては、若干おくれるということでご連絡をちょうだいしております。また、高橋委員からは、ご欠席というご連絡をちょうだいしております。

(委員紹介)

以上、15名の皆様です。2年間どうぞよろしく願いをいたします。大変申しわけございませんが、坂本区長、別の会議に出席のため、ここで退席をさせていただきます。

(区長退席)

丸山区政情報課長 それでは、これから平成20年度第3回情報公開及び個人情報保護審議会に入らせていただきます。最初に、それでは、まず会長、副会長の選任に入りたいと存じます。板橋区情報公開及び個人情報保護審議会条例第5条により、会長及び副会長は委員の互選により定めることとなっております。会長、副会長の推薦をいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

高木委員 大変僭越ですが、私から言わせていただきます。長内前会長がご退任になりましたので、副会長でありまして、長内会長をずっと補佐されてきました佐藤委員に会長をお願いしたらと思います。また、副会長には、学識委員としてご経験の長い、まだお見えになっておりませんが、石田委員をお願いしたいと思います。

丸山区政情報課長 ただいま佐藤委員を会長に、石田委員を副会長にとのご発言がございました。なお、石田委員につきましては、間もなくお見えになる予定ですが、推薦があれば、お引き受けいただけるのご了解をいただいておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

丸山区政情報課長 はい、ありがとうございます。それでは、今期、佐藤会長、石田副会長でお願いをしたいと存じます。恐れ入りますが、佐藤会長には会長席へお移りをいただき、会長就任のごあいさつをいただきたいと存じます。また、この後の議事進行につきましては、会長にお願いをいたします。

佐藤会長、よろしく願いいたします。

佐藤会長 改めまして、佐藤でございます。今、高木先生からご推薦賜りまして、当初実は、内々にお話しいただきました際に、私で務まるものかどうかというふうに変な悩みました。と申しますのは、皆様方、よくご存じのように、前会長の長内先生が、私の師匠でもありますので、先生というのはちょっと変な気もいたしますが、長い間、当審議会を非常に活発な審議会とするために努力され、当区の個

個人情報保護及び情報公開についての高い社会的評価というものを得るということに大変尽力されてこられたところでございます。私のような若輩者がその後をお受けするということは、果たしていかなものかというふうにも考えたのでございますけれども、前期副会長であったということ、また何件か、先ほど区長からございました外部評価の関係などでもお手伝いしていたという、いわば引き継ぎ的な経緯がございますもので、謹んでお受けさせていただきたいと存じます。もとより、当審議会は区長の諮問機関ではございますけれども、全国的なサーベイランス、評価においても、高い評価を受けるに至っている板橋区の個人情報保護及び情報公開の実体を構成する中枢的な機関の一つであるというふうに認識しております。決してなれ合うことがなく、かつ行政の円滑な執行と区民の利益を害することがなくという、極めて難しいバランスというものが求められている審議会であろうかと存じます。皆様方のご協力、ひとえにそれにすべて尽きていると考えておりますので、よろしくお引き回しのほどいただきますように、改めてお願い申し上げます。それでは、ただいまから平成20年度第3回の情報公開及び個人情報保護審議会を開始いたします。最初に、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

丸山区政情報課長 事務局です。委員の皆様には、事前に郵送させていただきましたが、資料1、「個人情報保護制度に基づく諮問事項等」です。資料2が「情報公開及び個人情報保護審議会小委員会の設置について（案）」になっております。資料3-1が「外部評価委員会個人情報を取り扱う業務の実地調査報告書（概要）」です。資料3-2が「外部評価委員会個人情報を取り扱う業務の実地調査報告書」の本体となっております。資料4が「情報公開及び個人情報保護審議会委員名簿」となっております。以上の5種類でございます。

佐藤会長 委員の先生方、資料、お手元にお持ちでございましょうか。

（「はい」と言う人あり）

佐藤会長 それでは、本日の議題は、個人情報保護制度に基づく諮問事項についての審議で、諮問件数は7件でございます。そのほか小委員会設置についてのご提案と、事務局からの報告事項が1件ございます。効率的に議事を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

初めに、資料1の諮問事項の1、納税推進センターに関する業務に係る外部委託について、事務局から説明願います。

浅賀IT推進課長 事務局です。それでは、お手元の資料の1ページ目をお開き願います。件名につきましては、納税推進センターに関する業務となっております。今回、初めてご参加いただきました委員の先生もいらっしゃいますので、私、これからご説明申し上げます言葉の中に若干専門的な用語が入ってまいります。今後の質疑の中で、おわかりにならない言葉等ございましたら、お尋ねいただきたいというふうに考えております。今回は、この諮問書に沿いましてご説明申し上げますので、

ご了承ください。件名1の納税推進センターに関する業務ですが、諮問する内容につきましては、個人情報処理に係る外部委託でございます。項目の2番、諮問の内容です。特別区民税・都民税及び軽自動車税につきましては、近年、増加傾向にある少額滞納者、その方への早期の対応を図る必要がございますので、納税課の執務室をパーティションで区切りまして、納税推進センターを設置いたします。これに伴いまして、平成18年度に保護審議会承認をいただいております滞納整理システム、こちらを活用して、次の業務を行うものです。1つ目は、電話による納付勧奨業務。2つ目は、納付書の再発行業務。3つ目は、センターの管理運営業務でございます。このセンターを運営するに当たりまして、納税者に対するスムーズな電話対応を行う能力を備えた民間事業者業務を委託する、こういったものでございます。項目の3番です。外部委託をする個人情報の項目ですが、資料の2ページ目をお開き願います。こちらに外部委託する個人情報の項目が列記されております。氏名、住所、生年月日など、記載されております25の項目を外部委託するものでございます。資料のほうは1ページ目にお戻りいただきたいと思っております。4番目の外部委託先です。この業務を委託する事業者ですが、電話催告事業者、こちらを予定してございます。5番目の個人情報の保護措置です。1つ目、契約に当たりましては、秘密の保持、目的外利用の禁止、再委託の禁止などを記載いたしました特記事項を明記の上、契約書を取り交わすものです。2つ目です。納税推進センターにつきましては、納税課の職員、徴税吏員と言いますけれども、納税課の職員の管理下において運営をいたします。3つ目です。滞納整理システム、こちらの業務用端末機につきましては、納税課の中にあります納税推進センターに設置をいたします。次の4番と5番は一括してご説明申し上げます。この業務を行うに当たりまして端末機を使用しますが、この端末機の起動、電源の投入から立ち上がりまでにつきましては、IDとパスワードを納税課の職員が入力しまして、端末機の起動を行います。続きまして、パソコンが立ち上がりましたら、この業務に必要な機能を立ち上げるために、委託業者専用の画面を特殊なIDとパスワードで設定をいたして立ちあげ、そして操作者を限定するという流れになります。6番目です。委託事業者につきましては、作業の日時、それから作業に従事した者の名前などを報告させることといたします。7番目です。センターへの入退室に際しましては、業務に関係のないようなもの、そちらの物品の持ち込み及び持ち出しを禁止いたします。その他8番目といたしまして、個人情報の保護条例及び施行規則等の遵守をいたします。項目の6番です。実施予定につきましては、平成21年10月を予定してございます。最後に、7番目の担当課ですが、総務部納税課となります。

佐藤会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見がありましたら、お願いいたします。なお、本日は関係の課長さんにもご出席をいただいておりますので、質問の内容によりましては、関係課長のほうからお答えいただくということになりますので、その点ご了承ください。

松崎委員 外部委託先の電話催告事業者というのが、ちょっとなじみがないんですけども、もうちょっと具体的にどんな会社なのか。人材派遣会社とは違うんでしょうかねえ。そのあたりも含めて、ちょっと教えてください。

佐藤会長 これは所管課長ですかね。

菅野納税課長 委託事業者でございますけれども、今回、派遣事業者ではございません。あくまでも業務委託を考えております。それで、コールセンター業務と一般的に呼ばれておりますけれども、電話対応業務、いわゆる民間で申しますと、例えば受電業務、電話を受ける業務の場合ですと、注文の受け付けとか苦情の対応、そういった業務が主になりますし、架電業務、電話をかけるところについては、商品の案内ですとか、新規の顧客開拓とか、そういったものを主に行っている事業者でございます。ただ、今回は税の納税勧奨ということで、業者を選定するに当たりましては、地方自治体、そしてあと民間等で、そういった実績のある事業者をプロポーザルで選定しようというふうに考えております。

松崎委員 すみません、意見も合わせてというか、心配事も含めて話させていただきたいんですけども、納税というと、やはり区民と行政の窓口の間の一番トラブルになりやすい業務かというふうに思うんです。その辺、トラブル対応ということでは、どのようにこの業者さんをお願いをするのか、ちょっと気がかりなので教えていただきたいのと、あともう一つ、これにかかわる個人情報というのは、例えば、一度流出してしまいますと即、例えばオレオレ詐欺、振り込め詐欺の悪い人たちに活用される情報だと思うので、そういったことに対する取り組みはどうか。また、こういったことが区で少額滞納者に電話をかけて、これからこういう勧奨の電話をかけますよということが広報されますと、本来、滞納者でないかもしれないけれども、こういった区の事業に乗っかって悪さをするやからも出てくるんじゃないかと、こんな心配をするわけなんですけれども、その辺どうお考えなのか。

菅野納税課長 3点ほどございました。まずトラブルの対応につきましては、現在、4名体制を考えておりますけれども、オペレーターとして、要するに電話をかける人員が3名、それから一応責任者というふうな形で位置づけまして、その責任者が1名。主に納税勧奨の呼びかけですので、具体的に処分というような形の行き方ではなくて、例えば、「督促状をお送りしましたけれども、ご確認いただけましたでしょうか」とか、「納期がもう過ぎておりますけれども、いかがでしょうか」というようなやわらかいタッチでの勧奨業務が主ですので、そこでトラブルことはまずないのかなというふうに考えておりますが、仮にそうなった場合につきましては、その責任者がまず対応するという形に位置づけてございます。そこでもなおかつトラブルってしまったというような場合につきましては、あくまでも委託事業で、業者委託でございますので、責任者が一日の業務日誌的なようなもので、連絡事項で我々職員のほうに翌日いただければ、それで職員が対応するという、3段階ぐらいの対応を考えております。それか

ら、個人情報の流出防止の取り組みでございますけれども、今回導入しますシステムにつきましては、まずオペレーターが使用する端末でございますが、外部記録装置、いわゆるフロッピーとか、USBメモリー、そういったものにつきましては使用できないような仕様にいたします。また、デスクトップ画面につきましては、滞納整理システムのアイコンのみに限定しまして、いわゆる表計算とかは、ワードとか、そういったものも機能は導入しませんし、それからハードコピー、そういったものもできないような制限を加えますので、もし流出すると考えられるとすれば、そのオペレーターの方がメモ書きをして、そのメモを持ち帰るだけなのかなというふうに認識してございます。そういった場合も常に、間仕切りで区切ったスペースの出入りにつきましては、事務室の中でやっていますので、職員が目を光らせておりますし、なおかつ持ち込む場合、そこから出る場合につきましても、透明な袋等に限定をしたものしか持ち出し、持ち込みできないというふうな対策を講じていきたいというふうに考えております。

それから、振り込め詐欺対策でございますが、もちろん、このセンターを立ち上げるにつきましては、「広報いたばし」やホームページで周知をしていくわけでございますけれども、その中でも振り込め詐欺対策としまして、まず督促状や催告状をお送りするときに、これから板橋区納税推進センターというところから納税勧奨の電話をすることがありますというような注意書きと、納付方法について、区が発行する納付書で納めていただくものだけですよというようなご案内、それから銀行や郵便局のATMを利用して、振り込みを案内するようなことは絶対ありませんと。また、還付金についてのご案内をすることも一切ありませんというような記載をした記事の一つ一つ入れまして、注意喚起を図っていきたいというふうに考えてございます。それから、もう一つ振り込め詐欺対策としまして、当センターで受け付けをして納付書を再発行する場合には、再発行するはがきにつきましては、明確に、板橋区役所納税推進センターという形で、推進センターの専用の電話番号を明記するようにしたいというふうに考えております。以上でございます。

佐藤会長 ありがとうございます。

松崎委員、よろしいですか。

松崎委員 はい。

高木委員 つかぬことですが、徴税吏員の管理下に置くというのは、これは納税課長お一人の総括的責任か、それとも一緒に働いている納税課の徴税吏員の方が適宜注意すると。そういう管理ですか。

菅野納税課長 納税課長一人ということではなくて、納税課職員全体で事務室内の一スペースですので、先ほど申し上げましたような物の出入りですとか、そういったものについては目を光らせるということでありまして、あくまでも業務委託ですので、こうしなさい、ああしなさいというのはもちろん言えませんし、言うてはいけないことなので、その辺は明確に区別しようというふうに考えています。

高木委員 わかりました。どうもありがとうございます。

高沢委員 情報の管理についてお聞きしたいんですけども、まずセンターをパーテーションで区切るという話で、この電話催告事業者4名体制ですか、オペレーター3名、責任者1名ということなんですけど、この仕切られた中、外からは見えない形なんだろうと思うんですけども、そのセンター内に納税課の職員というのは常にいるのか、あるいは巡回等をするのか、そここのところの確認をお願いしたいのと、あと委託事業者専用画面という形で用意するということなんですけど、これは納税課の職員が通常見られる画面との違いはどのような違いなのか、お聞かせいただきたいと思います。

菅野納税課長 まず専用スペースについてですけども、業務委託方式をとりますので、常に職員がその場所に入って目を光らせるということはいりません。あくまでも事業、業務全体をお願いするという形ですので、オペレーターがどのような形でやっているかというのを一つ一つ24時間、勤務時間中監視するという、そういう内容ではございません。それから、専用スペースとはいいながら、中で何をやっているかがわからないというのでは、個人情報という意味からしても、余り好ましくないかなという思いもありまして、丸っきり事務室の我々から、中で何をやっているかわからないというのは避けたほうがむしろいいのかなと。ただ、業務委託ですので、個々に我々が指揮するというようなことはもちろんやりませんが、その辺は一定程度、どういうことをやっているのかなというのは常に見るような状態にしておくほうがよりベターなのかなというふうに、今のところ考えてございます。それと、画面ですけども、通常ですと、滞納整理システムの画面というのは、職員が通常使っているものについては、たくさん画面展開できるわけですけども、今回のオペレーターが見る画面につきましては、限られた情報の電話をかけるために必要な情報のみを表示する画面というふうに申し上げたらよろしいんでしょうか。今ある画面を仮に使う場合でも、網かけといいますか、見えないような状態にするとか、クリックしても、そこは画面展開しないような、そういった制限を多く設けて対応する。要するに、2ページ目でお示ししてあります25項目以外は、見ようとしても見られない状態に機械をしておくというような対策を練りたいというふうに考えてございます。

高沢委員 確認です。それは、対象の情報しか見られないという意味でよろしいんでしょうか。それ以外の納税状況とか、そういったものは見られないという形になっているわけですか。

菅野課長 そのとおりでございます。

高沢委員 結構です。

浅野委員 先ほど言われた委託業者という方で、オペレーター3名と責任者1名というお話でしたけども、例えば、安心できる委託業者ということで、責任者の方には個人情報流出に関して、例えば教育的な、してはいけない情報流出、絶対させてはいけないというお話というか、指導は必ずしていただ

けると思うんですけれども、果たしてオペレーターの方3名の方には、そういった指導はきちんとしていただけるのかということと、あと、先ほど流出するとすれば、メモ書きというお話でしたけれども、今の時代、例えばカメラつき携帯で撮るといほうが一般的には考えられると思うので、現実的に携帯の持ち込み禁止とか、そういったことまで規制できるのでしょうか。

菅野納税課長 はい。まず、オペレーター間の秘密に関する誓約書といいますが、まず区と事業者の間では、先ほど事業説明の中でありましたように、特記事項の中で明確に規定するわけでございますけれども、責任者及びオペレーターにつきましては、事業者と従事者の間で、秘密保持に関する誓約書というのを取り交わすようにしてもらうつもりでございます。その中で明確に意識づけますし、実際その4名体制のうち一人の責任者の重要な業務の一つとして、個人情報の保護ということを明確にうたっておりますので、その3名のオペレーターがそういう個人情報を漏洩するようなことはないように、その責任者が目を光らせているというふうにご理解をいただければというふうに思います。それから、携帯電話の確かに写真とかということもありますので、その辺は先ほど申しましたように、必要最低限のものだけの持ち込みというふうになっておりますので、基本的にそういう写真の機能のついた携帯については、持ち込み禁止という形にせざるを得ないかなというふうに今考えています。

かいべ委員 先ほどから、責任者の方がかなり重い位置にあると思うんですけれども、区民の方からお電話いただいたときに、区からいただいているという認識はかなりあると思うんですね。そうしたときに、トラブルになったときとかに、責任者の方がどの程度板橋区のことをご説明できるかというか、責任者というか、知識というか、どういう方なのかということと……。

菅野納税課長 責任者につきましては、事前にかんりの研修期間を設けまして、板橋区についても十分理解していただきますし、我々、実際に先行している自治体のほう見学に行きましたけれども、その辺はきっちり対応しておりますので、余り心配は要らないかなあというふうに思っております。

かいべ委員 ここで督促ではないんですけれども、勸奨業務をしても、必ずしも区民税のみを滞納された方ではなくて、やはりほかの税も滞納されている場合も予測されると思うんですね。そういった場合に、研修以外の質問やさまざまなことが出たときに、納税課の方が即対応できるのかどうか。先ほど、あえてそこにいないほうがいいんじゃないかというお話だったんですけれども、そういったときにはどのような対応をとられるんですか。

菅野納税課長 基本的には、今回は税に限った形でやらせていただきますので、例えば国保料ですとか、介護保険料とかに滞納がもしある方であれば、そういう相談があれば、それはその日の記録簿等に書いていただければ、うちのほうから今度、介護保険課とか、こういう相談がありましたというご案内はできるのかなと思いますけれども、今回委託で行うものにつきましては、区民税と軽自動車税の2税

目だけですので、それ以外のことについては委託業者のほうでは対応することはないというふうに考えております。

かいべ委員 もちろん、そういう想定でこちらとしては行うんですけれども、やはり滞納されている方というのは、ある程度素直に聞き入れる方ではなく、いろんなことを想定して、先ほど言った教育というんですか、研修をされていると思うので、そういうことも含んだ研修をぜひしていただいたほうがいいんじゃないかなという想定なんですけれども。

菅野納税課長 極力、区民の方とトラブルにならないような教育、研修なりには、我々も情報提供して、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

佐藤会長 むしろ、今回のこの制度設計というのは、通常の法定されている滞納手続とは別に、いつてみればお願いをする、あるいはお忘れになっているのを思い出していただく。そういうきっかけにするという手続ですね。今、かいべ委員からご指摘があったように、区民の方々、納税者の方々というのは、区役所から電話がかかってくれば、それが区の職員でおられるのか、職の範囲が限定された方であるのかということについては、それはわからないわけですから、そういった点で委員からご指摘があったようなことがあるかと思えますけれども、むしろ業務委託というやり方ですので、一般的に何でもお受けしますということのほうが問題だと私は思うんですね。今、課長からお話があったように、しかるべき部署に取り次ぐということができるよう体制をきちんととっていただいた上で、プロですから、その辺は大丈夫だというふうにトレーニングしていただくという前提で、トラブルにならないように、逆に言えば、中途半端なお答えをされないようにということなんじゃないかなと思って、今、委員とのやりとりを伺っていたんですけれども、かいべ委員、そんなところでよろしいんでしょうか。

かいべ委員 そうですね。ちょっと懸念したのは、こちらとしては、自分たちのエリアというか、きちっと守ってお電話をするんですけれども、受けた区民の方というのは、今、会長がおっしゃったように、あくまでも区から勧奨というか、問い合わせというか、やはりどうしても督促に近い感を受けると思うんですね。そうなったときに、それをただ受けるのと、感情的になる方も恐らくいるであろうなという想定のもとに、やはりやるからにはいろんなケースを想定しないと、苦情が逆に行くこともあるので、そういった研修をぜひしていただきたいということも含めての願いもあるんです。

佐藤会長 ありがとうございます。

正田委員 私、これを見まして、平成21年10月からの予定ということなので、今までは滞納整理システムの中で少額も多額も滞納者をピックアップして作業をされていたことなんだと思います。私の解釈では、そういうふうに思っているんですが、例えば件数的に、いわゆる業務委託を4名依頼するようなシステムの件数ですか、少額滞納者の件数の量というのが、今までこなせていたのがこなせなくなった、

近年多くなったから、こなせなくなったということだと思うので、どの程度増加してきているものなのか。それから、全体的な滞納者というのはどの程度あるものかを、ちょっと私ども区民として知りたいので、教えていただけますでしょうか。

菅野納税課長 19年度の決算数値になりますけれども、板橋区で税の滞納者、滞納されている方が3万3,241名いらっしゃいます。その金額が、収入未済額29億8,400万円。実はご存じのとおり、18年度から19年度にかけて税制が改正されまして、いわゆるフラット化と呼ばれているんですけれども、国の税金が安くなって、地方が上がるということで、その中でも、地方でも比較的所得の低い方のところが倍になったと一般的に言われているんですけれども、どうしても少額のところの滞納者の方がふえてしまったということで、従来、我々もすべての滞納をしている方に対策はしていたんですけれども、限られた人数の中でやるためには、どうしても納税課の職員は金額の大きな滞納者のところに実際に交渉に当たるといった場合が多かったわけです。で、どちらかというと、金額の少ない方には、いわゆる文書の催告だけで終わってしまうような場合もあったわけです。ただ、ここに来て、先ほど申しましたような事態が発生しまして、実は先ほど3万3,241人と申し上げましたけれども、18年度に比べますと、5,745人もふえてしまったということでございます。5,745人ふえました内訳でございますが、そのうち30万円以上の方は約1,400人ほど減ったんですけれども、10万円未満の滞納されている方が6,400人もふえたということで、このところには何らかの形で対応せざるを得ないというような背景もございます。

佐藤会長 ありがとうございます。今のお話でいきますと、ここで言う少額滞納者というのは、大体10万円というものが一つの境目という理解でよろしいですか。

菅野納税課長 はい、おおむね10万円以下というふうにとらえてございます。

佐藤会長 はい、ありがとうございます。

河野委員 ちょっと今の話題からそれるかもしれないんですけれども、初めてなものでお伺いしたいんですけれども、きょうのこの審議は、行政の中で個人情報を使ってする業務に関して、個人情報保護の観点から、これで大丈夫なのかどうかという審議をする場とお伺いしておりますが、初めて区民がこういうことを聞くと、個人情報云々とは関係なく、いろいろ疑問、質問が今のように出てしまうじゃないですか。そういった質問も今この場でしてしまってよろしいのでしょうか。

佐藤会長 どこまでが個人情報にかかわり合いがあるかということ自体が、実は非常に難しい問題でございますね。

河野委員 でも、割と、ちょっと気軽に、気軽にと言ったら何ですけれども、あれ、何だろうと思ったら、聞いてしまってよろしいですか。

佐藤会長 それで、大変恐縮でございますが、余りに脱線した場合は、司会の権限において修正させていただくということがございますけれども、むしろ気軽に聞いていただいたほうがよろしいかと思えます。

河野委員 わかりました。ありがとうございます。

佐藤会長 それでは、特にご異議がなければ、本件については承認といたたく存じますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と言う人あり)

佐藤会長 ありがとうございます。さて、それでは、2つ目の案件に進みたいと存じます。

丸山区政情報課長 石田委員がお見えになりましたので、ここでちょっとご紹介をさせていただきたいと思えます。先ほど委員の皆様の互選によりまして、今期の副会長をお務めいただくことになりました石田武臣委員でございます。

石田副会長 石田でございます。今日は1時から、前から入っていた東京地裁の裁判がありましたので、申しわけありません。それは出ざるを得ませんでしたので出て、急いで戻ってまいりました。2期ほどこの委員を務めさせていただきましたので、副会長をということですので、お受けして、会長をできるだけ補佐して、厳正かつ適切な審議が行われるように私も努力したいと思います。よろしく願いいたします。

佐藤会長 よろしく願いいたします。石田先生は弁護士として、大変長いご経験をお持ちでいられて、この分野についても法律的な観点からのご指摘をいつもしていただけることを本当にありがたく存じております。今後ともよろしく願いいたします。それでは、2番目の案件であります人口動態調査オンライン報告システムに関する業務に係る目的外利用及び外部結合について、事務局から説明を願います。

浅賀IT推進課長 それでは、お手元の資料の3ページ目をお開き願います。件名につきましては、人口動態調査オンライン報告システムに関する業務でございます。諮問する内容につきましては、個人情報目的外利用と電子計算組織の外部結合でございます。項目の2番、諮問の内容です。例年、厚生労働省へ紙媒体で報告を行っております人口動態調査、これは用語説明が次ページに用意されておりますので、割愛させていただきます。人口動態調査、これにつきましては統計法による定めのある報告になりますが、こちらのデータとしまして、出生票、死亡票、婚姻票、離婚票、死産票、いわゆる戸籍に関する届け出になりますけれども、この情報を厚生労働行政総合システムと言われるもの、これは通称WISHと呼ばれておりますが、こちらを利用して、オンラインで報告を行うようにするというものでございます。このオンラインの報告は現在23区中8区で実施をしております。全国的には70%の自治

体で導入しているというものです。この人口動態調査オンライン報告システム、これを導入するために、次の2つの業務を予定してございます。1つ目は、人口動態調査データ抽出のために、戸籍システムの中からこの報告に必要となる個人情報を抽出いたしまして、目的外利用を行うというものです。この目的外利用という言葉ですけれども、本来、戸籍というものの届け出に伴いまして収集した情報を、それ以外の目的で使うという、そういった目的外利用でございまして。2つ目です。人口動態調査データ報告のために、WISHのサーバと区のパソコンをLGWAN、LGWANというのは後ほど用語の説明をさせていただきますけれども、こちらは行政組織を接合している通信回線というふうにお考えいただきたいと思っております。LGWAN回線を通じて外部結合、外部結合というのは、区のコンピューターとよその機関によるコンピューターを回線でつなぐという内容になります。外部結合するということでございます。項目の3番です。目的外利用及び外部結合で取り扱う個人情報の項目ですが、記載してあります氏名、住所、生年月日、性別など、こちらに書かれております項目となります。次、4番目です。目的外利用の方法ですが、戸籍システムから人口動態調査データを抽出いたしまして、これを外部記録媒体、現在はフロッピーディスクを予定しております。こちらの媒体へ記録いたします。この記録した情報をLGWANを使いまして、WISHにフロッピーディスクのデータを記録させていただきます。そして、このWISHというシステムの中で正しい情報が送られたかどうか、整合性を確認した後、最終的に厚生労働省へそのデータを送信するという流れになってまいります。項目の5番目です。目的外利用する情報を保有している所管課でございまして。こちらは区民文化部の戸籍住民課、こちらのほうで保有している情報を使用いたします。6番目、個人情報の保護措置です。1つ目は、IDとパスワードを設定しまして、システムを操作できるもの、こちらを限定いたします。2つ目は、個人情報を含む外部記録媒体の運搬につきましては、施錠可能なかばんに入れまして、健康推進課の職員が行います。3番目です。個人情報を含む外部記録媒体の授受は、授受簿を作成いたしまして、そちらにより管理をいたします。

4番目です。個人情報を含む外部記録媒体は、WISHの中で整合性を確認するという業務が終了するまで保管いたしまして、その業務終了後、戸籍住民課へ返還いたします。それ以外のリストなどの出力されたものにつきましては、施錠可能な書庫などに保管をいたしまして、保存期間が終了いたしましたら、速やかに廃棄するというものです。最後に、個人情報保護条例及び同規則を遵守いたします。

実施の予定の時期ですが、平成21年4月1日を予定しております。この業務の所管課につきまして、担当課は健康生きがい部健康推進課となります。この下に用語説明ということで、先ほど申し上げたものの、補足して説明してございますので、説明のほうは割愛させていただきたいと思っております。

佐藤会長 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見、承ります。

石田副会長 実はこれ、私、大きな概念が全くつかめないのので説明してほしいんですが、4ページの

用語説明の1を読みますと、本当に素人ですので説明してほしいんですが、人口動態調査というのは結局、基礎資料を得ることを目的として厚労省が行っている調査で、出生と死亡と婚姻と離婚と死産の全数を対象とした人口動態調査を実施している。そこにデータを地方自治体である板橋区が提供していると。各自治体から集めたそれら資料をもとに、厚労省が人口動態調査を統計的にやり続けているということなのだろうとまず思うのですが、そうだとすると、全数と書いてあるので、板橋区民50何万人のすべてのデータを厚労省に送るという意味なのかなあと。出生、死亡、婚姻、離婚、死産。と思いつつ読むと、今度は本文の3のところに、氏名、住所、生年月日。まず死亡と出生の戸籍関係を送るとすれば、住所は出てないのになあと。あるいは附票で出ているから、そっちを送るのかなあと。次、続柄と親族関係はいいんですが、出生地も出ている、死亡も出ている。次なんですね、職業というのは戸籍謄本には載っていないし、住民票にも載っていない。健康状態なんていうのは、もちろん載っていない。云々で、最後の家庭状況なんていうのは、これ何のデータをとるんだろうと。こう思ったので、これ何をやる気なのか、何を渡すのかというのがまずわからないので、それを説明してください。もう一つ、総数は一体何のことを言っているのかがわからない。これ何件ぐらい年間に、もしくは、一体どれだけのデータが渡るのかがわからないという質問なんです。

中村健康生きがい部参事（健康推進課長事務取扱） 健康推進課長です。これについては説明に書いてありますように、厚労省の基本的なデータにするということで、全国の区市町村が紙ベースですと、都道府県を通して厚労省に上げていく内容でございます。これについては5つの票がありますが、これについて戸籍のほうで集めたデータを、資料をつくっていただいて、それをチェックして、そのまま東京都経由で国に上げているという状況です。この票も国だけではなくて、世界的に、世界保健機構、全国の人口とかそういうものを比較できるようなということで、全国の自治体が同じ決められた方法で資料をつくって上げているものでございます。

佐藤会長 よろしいですか。今の石田委員のご質問は、もともとこれは戸籍システムから抽出するというご提案いただいているんですけども、例えば職業とか健康状態というのは、戸籍システムにもともとあるんですか。紙ベースのいわゆる戸籍の記載事項ではないですよ、これ。一体どっからとってくるんですかと、そういうご質問なんですけれども。

中村健康生きがい部参事（健康推進課長事務取扱） 戸籍じゃなくて、例えば出生届とか死亡届等に住所等、そういうものは書いてもらっています。それを戸籍課のほうで、データとして一件ずつのデータを健康推進課のほうに上げていただくというものでございます。例えば出生届、死亡届、こちらで人口動態する資料は、全部戸籍のほうで収集しておりますので、それをそのまま一つの票に加工して、今は国に届けられるようにOCR用紙にして、うちのほうでいただいているということです。すべて届け

のほうに何らかの……。

佐藤会長 ちょっと待ってください。IT推進課長にちょっと説明してもらいましょう。

浅賀IT推進課長 すみません。問題の点、整理させていただきます。先ほど、この情報はどこから入手しているのかという、そういったお問い合わせでしたので、その部分につきまして、こちら戸籍に関する届け出をするときに、例えば婚姻届であるとか、出生届とか、その届出書の中に記載してある、そういった内容でございます。そちらのほうからデータを収集しているということになります。それと、取り扱いの件数がどのぐらいかというお問い合わせをいただきました。こちらは月に二、三回、現在は紙媒体で東京都を経由しておりますけれども、1カ月当たり1,200件程度で推移しているという統計的なデータを受けております。

石田副会長 質問。すべての役所の届け出で、戸籍や住民票関係や出生やその他死亡で、病歴とか健康状態というのは出てくることはないのですよ。ですから、そこを質問しているのです。どういうデータでとるんですかという質問をしているんです。

中村健康生きがい部参事（健康推進課長事務取扱）健康状態については、これは死亡のほうの届けのほうに、死亡のそれまでの病気の状況とか、そういうものがありますので、こちらの書き方が、3が全部、5種類の票に全部あるということじゃなくて、例えば健康状態については、これは死亡票だけですし、それから家庭状況に関しては、主に出産、婚姻、離婚票ということで、まとめて5種類の票がありますので、こちらの目的外の情報の項目もちょっとまとめて書かせていただいたというものでございます。

石田副会長 ここの審議会のやっぱり一番の基本は、余分なデータを行政は集めない、余分なデータを集積しない、余分なデータは渡さない。これが基本原則だと僕は思っているんで、今のご説明だと、死亡原因で尽きているんですよ。ここの3の2行目の後ろのほうに、死亡届に出すのは死亡に至る原因と直接の死因という項目がありまして、その2つを書くことになっていて、それを死亡原因と言うんですが、私が質問したのは、その前の健康状態というこの項目は、一体何なのかというところに絞れば、一番そこに絞られて、余計なデータを集めるんですかという質問なんです。

中村健康生きがい部参事（健康推進課長事務取扱）ここの健康状態については、あくまでも死産票で死亡の届けのときに書かれたものでございまして、ほかのものではございません。ちょっとこちらの書き方が、データが5つございまして、ものによって少しずつ違うんですが、ちょっとまとめて書かせていただいておりますので、この健康状態、病歴、死亡原因については、あくまでも死亡に関するものだけです。

石田副会長 じゃ、わかりました。質問して大体わかってきたので、もっと端的に言うと、区役所の把握している戸籍の異動について、厚労省のほうにデータをお渡しして、それで人口動態を把握し、調査統計をとるための資料にしたいと。こう理解すればいいんですね。

中村健康生きがい部参事（健康推進課長事務取扱） はい、そのとおりでございます。

石田副会長 はい、わかりました。

松崎委員 意見も含めてなんですけれども、おぼろげながらわかってきたことなんですけれども、それにしても、統計をとるのであるならば、私、氏名というのは要らないんじゃないかと思うんですよ。多分、事務手続の中で途中で、それがあつたほうが便利だよということはあるのかもしれないけれども、統計というのは、別に何のだれべえさんがどうのこうのじゃないので、要らない情報だと思うので、できるだけこの情報も、少なくともオンラインにしないで、厚生労働省にラインをつなぐというふうにはできないものかなあというふうに思うんです。そういうことと、あとちょっと確認したいんですけども、厚労省にデータを送るときの送り方なんですけれども、ここに集めた生のデータをそのまま送るのか。それとも、区のほうで統計にして、離婚が何件あつたとか、死産が何件あつたとか、そういう統計にして送るのか。私は、国で統計をとるんだって、それでも十分、区のほうが手間はかかるかもしれないけれども、統計をとるとしたら十分じゃないかなと。恐れているのは、こういう生のデータを国に送ると、多分、国のほうもこういうすごい情報ですから、また違う目的外利用というものを考えちゃうんじゃないかと。そういうときには、どんどんデータが目的外、目的外ということで、あらゆるところで私の情報が使われるという懸念が出るんじゃないかなという心配もありますので、ちょっと質問というか、発言をさせていただきました。

佐藤会長 じゃ、まず担当課長のほうから。

中村健康生きがい部参事（健康推進課長事務取扱） これについては、生のデータを送るということで、これは板橋だけじゃなくて、統計法に基づいた人口動態調査ということで、区市町村に法定で義務づけいたしまして、生のデータを渡すということで決められておりますので、区のほうで全く加工しているものではございません。

佐藤会長 それから、IT推進課長、外部結合の際のやり方について、今、松崎委員のご質問の中に含まれておりましたので、その点。

浅賀IT推進課長 それでは、外部結合の方法につきましてですが、これはWISHとつなげるパソコンというのは限定させていただいております。LGWANと言われている回線なんですけど、これは従来は専用線という言葉で表現されていた通信回線と同等と考えていただければよろしいかと思います。行政のみが使用することを原則として許されている専用の通信回線です。一般的に使用されている光な

どの回線を使うんですが、情報を出す側、受ける側、お互いに双方を認識する機能を持っておりますので、それ以外のものは接続できないという機能を持っている、そういったものです。こちらでデータをやりとりするというので、外部からの侵入はできないという接続方法をとらせていただいております。

佐藤会長 ありがとうございます。私もこれ、実は事前の打ち合わせのときに、この人口動態調査の説明を受けまして、実はこれは今板橋区に住んでおられる方全員の情報が送られるわけではなくて、出生、死亡、婚姻等の何らかの事象が生じたときに送るということですので、その限りにおいては全国民の情報を国に渡しているわけではないのですが、これが長期間にわたって集積すると、実は我々が地方公共団体、とりわけ基礎自治体にはかないというふうにならざるを得ないというところもございまして、これは住基ネットのときにあれだけば騒ぎしていたというところもございまして、大議論になったのが、実は全く別のルートで同じようなことが統計処理という形で行われていたんだということを改めて気づかされたところではありますが、しかし、基本的には統計法というのは国の行政活動の中でも特段のセキュリティというものが統計という活動に関して求められているということが一つ歯どめになっているということと、もう一つは本件については法定受託事務という形で、これは地方公共団体から見ますと国の仕事なんだけれども、やらざるを得ないという仕事になっているという構造の上で、当審議会といたしましては、今回付託されているのは、これを従来紙ベースでやってきたものをネットワークで結合するというやり方で提供する方法に切りかえてよろしいかという点が問題になっているんだということでもあります。そこで、今の松崎委員のご質問の中に含まれておりましたLGWANというのがよく出てくるんですが、今回初めて出てきたWISHというやつ、これを使ってということについては一応セキュリティが確保されているということだと。それに加えて部内におけるフロッピーディスクなどの処理についてのセキュリティはこのようにとられているということでもあります。という前提でいかがでございましょう。追加でご質問、あるいはご意見があれば承りたいと思いますが。

かいべ委員 すみません、6番の4のところにあります外部の記録媒体は、保存期間後は速やかに廃棄するとあるんですけれども、保存期間簿みたいなものがあると思うんですけれども、廃棄の確認はどこでして、そういう記録というのは残るんですか。

中村健康生きがい部参事（健康推進課長事務取扱） 外部記録媒体のほうは作業が終わりましたら、速やかに戸籍住民課のほうにお返しします。これについては戸籍住民課で速やかに磁気媒体を処分します。出力物というのがございまして、これは人口動態の個票というのを保健所で保存をしなければならないということで、死産票は5年で、あとは3年保存して廃棄をすることになっております。

佐藤会長 その廃棄の際にはどういったような安全措置がとられているか。

中村健康生きがい部参事（健康推進課長事務取扱） これは紙でございますので、シュレッダー等で細かくして廃棄をいたすことになっております。

佐藤会長 今の答えで間違いのない、シュレッダー処理という方法だというのがお答えとしてよろしいですか。

かいべ委員 4にある外部記録はフロッピーということで先ほどご説明があったと思うんですが。

佐藤会長 まず担当課長。

中村健康生きがい部参事（健康推進課長事務取扱） 全庁的にこういうものは溶かして処分しております。

佐藤会長 溶解処分ということですね。

中村健康生きがい部参事（健康推進課長事務取扱） はい、溶解処分です。

佐藤会長 このレベルの個人情報はシュレッダーでなくて、溶解処分しておられるということですね。

今、かいべ委員のほうからフロッピーディスクについては、これはもともとの原課にお戻しをして、原課のほうで内容を消去するという。今日は戸籍住民課長はお越してではないんですね。これは、じゃ、IT推進課長のほうから、こういった個人情報が含まれているセンシティブな情報を含むフロッピーディスクなどの全庁的な取り扱いがどうなっているか、簡単にご説明いただけますか。

浅賀IT推進課長 それでは全庁的なということですので、主にとられている手段としてお答えさせていただきます。磁気テープとかフロッピーディスクなどの磁気媒体につきましては、その用途が済みましたらば、その磁気を読めないように磁気を消すという消磁という処理をかける場合と初期化するという、要は中身が読めないような処理をする、これが主だった処理です。それ以外に簡単に破壊できてしまうものにつきましては物理的な破壊を行って、それが二度と使用できないようにするというこの2つの対応が主だった対応になります。

佐藤会長 ありがとうございます。今回の場合にはフロッピーディスクという媒体ですので、1回ごとに返却後物理的に破壊するというよりは、恐らくフォーマット、初期化をするという範疇に入るんじゃないかと思えますけれども、こういった極めてセンシティブな情報が含まれているものですので、その辺のところについては、きょう、担当課長お越してありませんが、戸籍住民課において、とりわけなれておられるとは思いますが、初期化の処理は安全を期するということをお願いするということをおこの際申し上げておきたいと思えます。

石田副会長 すみません、ほんの一言。むしろ各担当課というよりも、ここの区政情報課だと思うんですが、こういうすべての議案でこれまでずっと一体どれぐらいの分量なのか、何件ぐらいあるのかと

いうのを毎回質問しているのです。やはり中身と同時に量がどのくらい出ていくのかという、そのためにそれは必要かとかいう判断をする上でも、量を必ず審議すべき議案のところどのくらいの量をこれでやろうとしているのかというのをぜひ今後とも各課にちゃんと書いてきてもらわないと、毎回質問するのもちょっとばかばかしいので、この件でも一体どのくらいの分量なんだというのは真っ先に頭にきたものですから、ぜひよろしくをお願いします。

丸山区政情報課長 今、石田副会長からお話がありました、諮問書の中にそういった取り扱いの件数ですとか処理件数を標準的に記載するというふうな方向でちょっと見直しをさせていただきたいと思えます。

佐藤会長 副会長から大変いいご提案をいただきました。どうもありがとうございます。

それでは、本件についてはご承認いただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

佐藤会長 ではご承認いただきました。それでは、諮問事項3、成人健診に関する業務に係る目的外利用について、事務局からご説明願います。

浅賀IT推進課長 それでは、お手元の資料の5ページ目をご用意願います。諮問事項の3番目、成人健診に関する業務でございます。諮問する内容は個人情報の目的外利用です。項目の2番、諮問の内容です。大腸がん検診は35歳以上の区民の方を対象といたしまして、医療機関に委託して実施している区の事業でございます。この申し込みに当たりますと、電話などによる申し込みのほかに、35歳から5歳ごとの節目の年齢に達された方、もしくは過去2年間にこの大腸がんの検診を受診した、そういった経歴がある方に対しまして区のほうより受診券を一斉に送付しております。なお、検診とか受診券の送付に係る業務の外部委託につきましては、平成19年度が最終になりますけれども、既に本審議会において承認されている、そういった業務内容になります。今般、大腸がんの早期発見、早期受診につなげるために、平成21年度から新たに国民健康保険特定健康診査対象者、こちらは40歳から74歳までの国保加入者になりますけれども、こちらの対象者に対しまして大腸がん検診の受診券を区より送付いたします。それをもちまして大腸がん検診の受診率の向上と受診者の利便性の向上を図るといふ、そういった事業になります。この事業を実施するために国民健康保険の特定健康診査対象者の情報を目的外利用すると、そういった事業になります。3番目の目的外利用する個人情報の項目です。国民健康保険特定健康診査対象者の住所、氏名、生年月日、あと外国人の方も含まれますので、外国人登録情報の住所、氏名、生年月日、それと性別、こちらを利用させていただきます。目的外利用の方法ですが、住民情報、それと外国人登録情報、こちらを国民健康保険者情報と突合、これは突き合わせ、双方を照合するということになりますけれども、突合し、抽出した対象者につきまして、これを外部記録媒体、現在磁気テ

ープを予定しておりますけれども、そちらに記録して委託業者に引き渡すというものでございます。

目的外利用する情報の保有課ですが、健康生きがい部国保年金課でございます。個人情報の保護措置ですが、今回は諮問の内容が新たに対象者をふやすということですので、従前のおりとさせていただきます。従前ご承認いただいておりますのは、契約に際しての守秘義務、目的外利用の禁止等保護措置をとるというものです。それから、実施予定ですが、平成21年の4月を予定しております。担当課につきましては健康生きがい部健康推進課でございます。

佐藤会長 ありがとうございます。既に平成19年の段階で、大腸がん検診についての受診券の送付等についての外部委託は当審議会で承認をしているところでございます。今般、全く同じ大腸がん検診について範囲が拡大された。その拡大部分についてのもとなるデータを作成するために、当区が保有している個人情報を目的外利用するという案件であります。目的外利用というのが、先ほど課長からちょっとご説明いただいたんですが、会長のほうから若干つけ加えさせていただきますと、私どもの条例、あるいは国法におきましても、個人情報というのは目的を定めて集めるというのが大原則です。定められた目的以外に使ってはならないというのもまた大きな原則であります。しかしながら、例えば今回のような目的のために当初とは異なる目的ではあるけれども、これを利用することが今回の場合ですと、本人の利益に資するというカテゴリーですけれども、というような場合には審議会の承認を得て目的外利用を認めることができるというのが条例上の規定であるわけです。その意味で、例外処理をしてよろしいでしょうかというのが本件の諮問事項でございますので、その点をお含みおきの上、ご審議いただければと存じます。それでは、ご質問、ご意見等ありましたらお受けいたします。いかがでございましょう。よろしいですか。これ先ほどの石田副会長からのご指摘がありましたので、やっぱり聞いておきましょう。件数は何件ほどでございましょう。

中村健康生きがい部参事（健康推進課長事務取扱） 今回、これをお願いしてふえる分が5万件でございます。昨年度、承認していただいた分を合わせて送りますので、22万件を予定しております。

佐藤会長 ちなみに、5万件ふえる前ですと、もともと17万件ということになりますか。17万件受診券をご発送いただいて、実際にこれ受診された方というのは何人ぐらいの方だったんでしょう。

中村健康生きがい部参事（健康推進課長事務取扱） 来年度予算として実施の見込みは8万6,200人想定しています。

佐藤会長 4分の1強という感じになっていきますかね。はい、ありがとうございます。特に、他にご質問がなければご承認いただいたと……。

高沢委員 発送のために業者にこの情報を出すということだと思っておりますけれども、生年月日は何で必要なのか、ご説明いただけますか。

中村健康生きがい部参事（健康推進課長事務取扱） 国保のほうの国民健康保険特定健康診査のこの対象者が40から74でございます。これは把握の関係で、該当する人かどうか確認する上で、あと大腸がん検診そのものも40歳以上になっておりますので、その未滿は対象になりませんので、その確認で年齢等は必要でございます。

佐藤会長 よろしいですか。

高沢委員 要は発送業者に必要ということですか。その抽出の段階で必要ということなのか、その辺……。

佐藤会長 今回、これお諮りしておりますのが目的外利用するという案件ですので、先ほど提案がありましたように、年齢、35歳以上の区民を対象として5歳ごとの節目ということですか、これがもともとあるということですので、そもそも対象者を選び出すのに、システムの中で突合するために生年月日情報がないとできないということですね。今ご質問がありました外部委託、発送業務の委託の部分についてこれが必要かどうかというのは、今回、そもそも付議されている内容の中に入っていないもので、これだけだったらわからないんですが、念のために確認ですけれども、これはデータが出ますよね。その業者に渡るデータの中にも生年月日情報が入っているんでしょうか。これは念のために確認ということです。

中村健康生きがい部参事（健康推進課長事務取扱） あくまでも対象年齢の把握のために突合で使いますので、業者のほうには年齢は渡しておりません。

佐藤会長 はい、ありがとうございます。以上、よろしゅうございましょうか。

（「はい」と言う人あり）

佐藤会長 それでは、本件もご承認いただきました。ありがとうございます。それでは、きょうは7つございますので、ちょうど真ん中ということになりました。新高齢者元気リフレッシュ事業に関する業務に係る外部委託及び目的外利用について、事務局から説明願います。

浅賀IT推進課長 それでは、ご説明します。お手元の資料の6ページ目をご用意願います。件名は、（仮称）新高齢者元気リフレッシュ事業に関する業務でございます。諮問する内容は、個人情報処理に係る外部委託と個人情報の目的外利用の項目追加となります。2番の諮問の内容です。現在、板橋区におきましては、高齢者元気リフレッシュ事業というものを実施しております。しかし、この事業は平成20年度で終了という予定でございます。平成21年度からは内容をリニューアルいたしまして、（仮称）新高齢者元気リフレッシュ事業というものを実施いたします。これは、主な事業の目的は2つございます。1つ目は、在宅で生活する高齢者の社会参加や介護予防。その目的としまして、元気になるための活動の応援。それと在宅で介護しているご家族の方のリフレッシュの機会を確保する。もう一つは、

国民健康保険、それと後期高齢者医療制度、それから介護保険の制度の普及啓発を図ると、そういったものを目的としてございます。この2つの目的がでございます。この事業におきましては、給付対象者からの申請をいただきまして、高齢者元気リフレッシュ券、または介護家族リフレッシュ券というものを発行いたします。こちら、対象となる方を別表として用意させていただきました。7ページ目をご参照いただきたいと思います。7ページ目の下半分になります、別表と書いてある部分ですが、高齢者元気リフレッシュ券、こちらの対象者が細かく書いてございますけれども、かいつまんで申しますと、非常に元気な高齢者の方、この人たちを対象としたいというものでございます。介護家族リフレッシュ券、こちらにつきましては、介護を要している高齢者の方の面倒を見ていらっしゃるご家族の方が対象と、そういった制度になります。いずれも保険料などの滞納がないという、そういった条件がついております。それでは、資料のほう6ページのほうに戻らせていただきます。このいずれのリフレッシュ券につきましても、申請者自身がサービスの内容が異なる4種類のサービス、こちらから1つの種目を選んでいただいて利用券を申請していただきます。これを受領いたしまして、そのサービスを利用する際にそのサービス券を提出すると、そういった事業になってまいります。この事業を実施するに当たりまして、次に記載してあります4点の個人情報を利用すると、そういったものでございます。1つ目です。区内に在住していらっしゃる外国人も対象といたします。そのために外国人登録の情報を利用させていただきます。2つ目は、高齢者元気リフレッシュ券、その対象者と介護家族リフレッシュ券の対象者、こちらの各種保険料、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の保険料、いずれも保険料の未納がないという条件になりますので、その確認をさせていただくために納付状況を利用させていただきます。3番目は、これは在宅で介護を受けていらっしゃる方、もしくは元気な方というものが対象になりますので、施設に入っている方は対象外となります。そのためにこの対象となる方が施設に入所していないことを確認する必要がございますので、その部分の項目を利用させていただくと、介護保険にありまます施設入所情報というものを利用させていただきます。次に、介護認定度、要介護幾つという、そういった資格がございますので、そちらの判定をする必要がございますので、介護認定度の認定情報、こちらを利用させていただきます。以上、4つの項目の目的外利用をするというものです。また、参考ですけれども、こちらの申請のはがきを受け付けしたり、発送するための封入封函作業などにつきましては外部委託を行うものです。この外部委託の業務の作業場所につきましては、区役所の庁舎内とさせていただきます。目的外利用する個人情報の追加項目です。こちらは住所、氏名、生年月日、こちらを既にご承認いただいているものです。これは高齢者元気リフレッシュ事業という従前のものでご承認をいただいております。それ以外に新しく追加としまして外国人登録情報、それと各種保険料の納付状況、それから施設の入所情報、それと介護認定の認定情報、こちらを追加させていただくものです。目的外

利用の方法ですけれども、こちらの条件をシステムの中で突合させていただきまして、それぞれの該当者をリストに出力する。それと、それを送るためのあて名シールを作成するというものでございます。

お手元の資料の7ページ目のほうに入ってまいりました。項目の5番で外部委託で取り扱う個人情報の項目ですが、住所、氏名、生年月日のほか各種保険料の納付状況、それから施設の入所情報と認定情報、さらに、今回ご希望いただきますリフレッシュ券の種類、それと電話番号となります。この業務は外部委託で行いますけれども、外部委託先につきましては社団法人シルバー人材センターを予定してございます。個人情報の保護措置ですけれども、委託に当たりましては秘密の保持、目的外利用の禁止などの特記事項を明記した契約書を取り交わすことで個人情報の保護を行います。それ以外に条例及び規則の遵守を行うというものでございます。実施予定につきましては、本審議会でご承認いただいた後ということになります。事業の担当課につきましては、健康生きがい部生きがい推進課と、同じく健康生きがい部介護保険課でございます。

佐藤会長 どうもありがとうございました。諮問内容が2件に分かれております。1つは当事業を実施するに当たって、まず個人情報の目的外利用を行うということですね。これは当区において行うわけです。その結果、でき上がりましたデータを使って具体的にリフレッシュ券を発送するという業務部分については外部委託を行うという、この2点であります。私、実はこの名前を事前打ち合わせのときに拝見して、新高齢者というのは一体いくつでしょうかと、いくつから新なんですかと思って伺ったら、いや、そうじゃなくて、この新は事業にかかるのであるということで、新しく60歳になった方というわけではないそうでありますので、その点蛇足ではありますが、指摘した上にご質問、ご意見等あれば承りたいと思います。

松崎委員 すみません、いつも1番で。1つ疑問に思ったのは、この外部委託先がシルバー人材センターとなっているんですけれども、私の誤解もあるのかもしれませんが、シルバー人材センターって高齢者の時間を活用するとか高齢者の生きがいとかというのがメインの目的の法人じゃなかったかなんて、そんな認識があったものですから。そういう高齢者の生きがいの場にこういう大変な個人情報を扱って、しかも保護措置の中では大変厳しい責任を課しているわけなんですけれども、そういったことがシルバー人材センターの皆さんにふさわしいのかなってというのが素朴な疑問としてあるわけなんです。もう一つ、何をさせていただくのかなってちょっとはっきりしないところもあるんですけれども、封筒入れの作業なら、これはわかりますよ、今のあれでは。だけれども、該当者リストを、この情報を使ってリストを作成してあて名シールをつくるって、パソコンが何かを使うのかもしれませんが、情報ツールを使ってやるという仕事の内容からしても、シルバーさんのこれまでやっていた事業とちょっと異質じゃないかなというのもこれもまた素朴な疑問としてあるので、その辺どうお考えになって、

どういう経緯でシルバー人材センターになっているのか、まずお聞きをしたいということ。あともう一つあるんですけどもね。

佐藤会長 はい。じゃ、まずそこまでいきましょう。

湯本生きがい推進課長 生きがい推進課長です。まず前提としまして、委託をする作業の内容をちょっと具体的にお話しをさせていただきたいと思います。委託する部分については作業的な部分でございまして、このリフレッシュ事業を希望する方が申請のはがきを出してきます。その申請書のはがきの仕分けでございまして。それと、はがきの申請の方が該当者名簿というリストがあるんですけども、それに記載されているかどうかの照合を行っていただくと。それと該当された方へのリフレッシュ券の発送の業務というものが主なものでございまして。そういった内容的に作業的なものが主だということで、シルバー人材センターの中でも、例えばシルバー人材センターでは区民施設の貸し出しですとか管理ですとか、あるいは駐輪場の金銭の授受とか、そういったものもやっておりますので、内容的にはシルバー人材センターの方でも十分やっていただけると考えております。それと、あと個人情報の部分につきましても、シルバー人材センターのほうでは公益法人として、非常に個人情報について重点事項として、その受託した業務の守秘については非常に厳しく行っておりますので、会員の方たちについてもそういったことが十分認識をしていただいて、我々としても個人情報の管理については徹底してやっていただくということで、今回シルバー人材センターにお願いしたものでございまして。

小池介護保険課長 介護保険課のほうから、あて名シールのご質問がありましたので、その点についてお話しをさせていただきたいと思います。家族介護リフレッシュ券につきましては、介護保険課のほうで引き続き担当させていただきたいというふうに思っております。このあて名シールの作成につきましては、実は介護家族の対象の方は要介護3以上の方という、その方を在宅で介護されている方ということですので、年齢要件が当てはまらなくなってまいります。要は第二号被保険者の方も本人としては対象になるということですので、その部分が今回のこの新しい新高齢者元気リフレッシュ事業では、申請書がお手元になかなか渡らない。実際、ちょっと余計な話になるかもしれませんが、申請書を民生委員さんたちに個別配付を予定してございまして、そういう意味では対象者の方にじかにこのご案内をしませんと、なかなか制度の切れ目でわからないというふうなことがあるかと思っておりますので、今年度に限り対象者の方には一斉にご連絡をしようというふうに考えてございまして。そのためのあて名シールでございまして。

松崎委員 大体作業の内容がわかってきました。あともう一つ、ちょっと諮問の内容と外れるかもしれませんが、このリフレッシュ事業の個人情報保護ということで確認をしておきたいんですけども、前にやっていた旧のリフレッシュ事業のときに私自身言われたことなんですけど、町場の床屋さん

なんかが区からこの事業についての説明が全くないまま、ある日突然お客さんがこの券を持ってきて、初めてこの事業があるということを知って、お金にかえられるものかどうかわからないままやったというふうな話を聞いたんです。今回、そういったことでは、きちんと各事業者の皆さんに説明がいつているのかどうかということと、あとこのリフレッシュ券自体が私は個人情報の塊であると言ってもいいかと思うんですよ。というのは、券を持っているということ自体、ある程度家族状況が把握できるものだという認識を持つべきだと思うんですけれども、そういったことで言うと、この券が使われた町場の事業者さん、床屋さんであるとか、マッサージ屋さんがこの取り扱いについて個人情報という観点で少し意識を高めていただかないと、だれがどこそこの店でこういう券を使ったよといううわさだけでも、これはちょっと問題があるんじゃないかなと思うものですから。確かあれ、券には記名をして使わなきゃいけないんじゃないかと思うんで、ますますその辺、個人情報として取り扱うように業者さんにも徹底をしていただきたいなと思うものですから、ちょっとこの機会に。

小池介護保険課長 それでは、介護保険課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

現在、理美容、あるいは鍼灸マッサージ、浴場とか組合さんを通して契約をしている部分が多々ございますけれども、その場合には、組合さんのほうに必ず個人情報の保護というような形でご案内をさせていただいております。また、理美容の方は組合に入らない方がぜひこのリフレッシュ券に参加をしたいというふうにおっしゃっている事業者さんが多いですので、個別の契約になります。そのときは当然個別の契約書の中で、この個人情報の取り扱い等の事項を必ずつけておりますし、説明もさせていただいております。また個人業者さんに対しましては募集を一定かけさせていただいておりますので、その際にいろいろとご説明をさせていただいているような次第でございます。

高木委員 新高齢者ということになると、私、従来の高齢者の事業というのを不勉強で忘れちゃってあれなんですけれども、ちょっとサブスタンスに入ることではいけないんですけれども、高齢者というのはどういう範囲であるか、それから4種類の利用券って何かということをちょっとお聞きしたいと思います。

小池介護保険課長 それでは、介護保険課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。一般に高齢者というふうに言われている方はいろいろな法律の中で65歳以上の方を指すというような形で私も認識しておりますけれども、一定65歳以上の方が高齢者というふうに認識している中で、この事業に対しては70歳以上の方を対象にしたいというふうに思っております。現在、ちょっと古いほうを言って新しいほうを言うにごっちゃになりますので、新しいほうだけご案内をさせていただきますけれども、先ほどIT推進課長のほうから4種類というふうにご案内をさせていただきました。その4種類をちょっとご紹介させていただきたいと思います。まずA券というものがございまして、これはサービ

スの内容が結構盛りだくさんになっておりますが、理美容の利用、鍼灸マッサージ指圧施術の利用、指定保養施設の利用、公衆浴場の利用、グリーンカレッジ受講料への充当ということで利用することが可能な券ということでございます。B券というのは、区立体育館で利用が可能な券ということでございます。C券というのが、これが少し入り組んでおりますけれども、これまで生きがい推進課のほうでやっておりました敬老入浴証というその事業をこの事業の中に取り込みますので、C券そのものは公衆浴場の利用ということが主な形態になります。ただ、今までこの公衆浴場の利用とリフレッシュ券の併給ということもされていた方が多いということで、その方たちの一定の配慮ということを考えまして、C券につきましては、公衆浴場の利用とあわせてミニA券というもので金額を少なくしたものをつけてございます。こちらが全体としてC券ということになります。D券というのは、鍼灸マッサージ指圧施術の利用ということで、これまで国民健康保険課、あるいは後期高齢医療制度課のほうでやっていたものをここに取り込んだという形で、そちらがD券というようなそういうメニューになってございます。

高木委員 切実な問題になってきましたものですから。おかげさまで元気で自分のうちで暮らしていますけれども、肩が凝ってマッサージにかかりたいというと、70歳以上だったら申請すればかかれるものでございませうか。

小池介護保険課長 ただいまの最後のD券というものを申請していただきますと、利用補助券というものがあまして、1回1,000円でかかれる券が7枚ということでお送りするということになってございます。ただ、70歳以上ということですが、国保のほうでは65歳から69歳まで同じような制度をやっているというふうに今後もやるというふうに多分なと思いますので、70歳以上じゃなく、ご本人が70歳以降でなくても区の制度としてはあるのかなというふうにちょっとご案内をさせていただきます。

高木委員 そうすると、これは申請はどちらにすればいいんですか。さっき民生委員の方、券をお持ちだというようなことをおっしゃいましたけれども、普通に暮らしている場合には、どこにやればいいんですか。

小池介護保険課長 はい。民生委員さんには高齢者実態調査とともに配布のほうをお願いしてございますので、対象者リストに載った方は全員個別配布をお願いするということになります。ですので、ちょっと委員さんがリストに載られるかどうか、ちょっと私わかりませんが、リストに載っていらっしゃいますれば、民生委員さんがお届けに行くというふうに考えてございます。

高木委員 年齢でリストに載るとのことですか。

小池介護保険課長 はい。70歳以上を対象とさせていただいておりますので、ご本人様70歳以上の方が対象になります。

高木委員 近くの民生委員のところへ行けばいいわけですね。

小池介護保険課長 実態調査ですので、民生委員さんが個別にお宅まで多分、多分というか、おじゃまをすることになると思います。

佐藤会長 申込書を持ってきてくださると、そういう仕組みですね。

小池介護保険課長 はい。

佐藤会長 じゃ、どうぞ、正田委員。

正田委員 私、民生委員なので、そのうち……。生きがい推進課のほうから説明を受けておりますので、3月以降ですか、お配りするような形になると思います。私の質問なんですけれども、先ほどおっしゃった外部の方、外部業者、例えばシルバー人材センターさんが行う業務は、申請されたはがきの受け付け処理ということと、それから仕分けですよ。それから、さっきおっしゃった名簿照合と券発送というようなことをお聞きしたんですが、名簿照合についてなんです、これはパソコンを利用されるのではないかと思うんですね。帳票ではなかなかできないですよ、照合というのは、どういうふうな形なのかなと思ひまして、今想像しているんですけれども、パソコンをお使いになるとすると、やはりパソコンで入出力をされたり、それから操作するについてはパソコンを何台か置かれるんだと思いますが、それについて例えば、それを扱う方のやはりIDとかパスワードが必要なのではないかと思うので、それについては何も触れてないんですが、この扱いについてはどういうふうにする予定ですか。

湯本生きがい推進課長 この委託の際のリストに記載されているかどうかの照合につきましては、一切パソコン等の電子情報機器は使いません。あくまでも出力された名簿、リストですね。紙ベースのものとの照合して、そこに載っているかどうかのチェックを行うというものです。

正田委員 そうしますと、5番に書いてあります外部委託で取り扱う個人情報の項目というのは、どういうふうに使われるんですか。

湯本生きがい推進課長 取り扱う個人情報の項目と直接的に保険料の納付状況とか書いてあるんですが、これは実際の作業の中では名簿に記載されている方については保険料が納付されていると。記載されていない方については保険料が納付されていないか、あるいは施設に入所しているか、あるいは認定が要介護認定が3から5までの方については名簿には載っておりませんので、その照合した結果、載っていない方については、間接的にそういった情報に触れるといえますか、そういったことを知ることもあり得るということでここに載せているわけでございます。

正田委員 そうすると、この個人情報が名簿照合のときに使う帳票に全部載っているんですか、これが。この部分。

湯本生きがい推進課長 はい、すみません。ちょっと説明が不十分で申しわけないんですが、その帳票につきましてはあくまでもそういった保険料の納付状況等については載っておりません。リストに載

っている方については保険料等についても支払いがちゃんとされているという方のみが載っているというものでございます。

佐藤会長 具体的に現状で使われる帳票に載っている項目は氏名と住所と、あとは何が載りましようか。

小池介護保険課長 現行のものでちょっとお話をさせていただきますが、現行のリストにつきましては住所、氏名、生年月日、それとリストを管理するための通し番号のようなものが打ってあります。

佐藤会長 その4点がもともと帳票側にあって、申し込みはがきの側には4種類の券種のうち、どれであるかという帳票があって、これを合わせると5項目になると、そういうことでよろしいですね、そうするとね。

小池介護保険課長 リストに印字されている部分ということであれば、そういうことになります。

佐藤会長 そうなりますね。これは確かに事前の打ち合わせのときにも、私、ここの項目をどういふふうに書いていただくかということで大変悩んだんですけども、ここにあります健康保険料の納付状況等というのは、帳票の形で現実に出てくるわけではないんですけども、この帳票に載っているということ自体が健康保険料を納めておられるということを自動的に意味してしまうと。

正田委員 そうですね。載っていない人が結構多いってことですね。もしかすると.....。

佐藤会長 ええ、わかります。載っていない方はリスト化されませんので、ネガティブリストはつくられて渡されるということではないので。そうすると、確かに項目としてはないんですけども、事実としてそれをただちにそこから引き出すことができる情報なので、ここで扱う個人情報の項目からあえて外さないでおいていただいたほうがいかなと思いましたが、このままにしてご提案させていただきました。私のほうからちょっと1点、先ほど松崎委員からもあったご質問とも若干かかわってくると思うんですが、これ、券が出ますね。その券のほうに、発行された券のほう、そちらのほうも記名になるのでしょうか。

小池介護保険課長 発行番号を通し番号がまず打ってあります、印刷されたものがありまして、そこに記名ができるような欄が設けてございますので、ご本人様にはそちらに記名をして使っていただくようにご案内をしているということになっています。

佐藤会長 なるほど。それで私のほうからの質問なんですが、これ、実際に金券として使えるわけですね。それは個別の事業者の方々の手元には大体平均するとどのぐらいの期間保管されていることになるのでしょうか。

小池介護保険課長 私ども、清算といいますが、お金を支払うのを3カ月ということでもとめさせていただきますので、3カ月後には必ず私どものほうの手元に戻ってまいります。

佐藤会長 なるほどね。今回のご提案自体が外部委託と、それから目的外利用という形でご提案いただいているために、その最後の出口のところというのは実は諮問案件の対象から外れているんですね。松崎委員のほうからご指摘いただいて、ああ、私もそうだったかなと今思ったんですが、確かに事業者のところにある券に記名されているということになりますと、それ自体がある特定の 카테고리、極端なことを言いますと、ねらわれやすい人々のリストをつくることができかねないものですので、それについての保管、その他については特段の注意というものを各事業者にお願いするということをおわせて当審議会の会長としてはお願いした上で承認するかどうかというお諮りをしたいと思うんですけども、その点、両課長、実施段階のところでは今回の諮問事項ではないけれども、やはり個人情報保護の対区民の安全性確保という点でお願いしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と言う人あり)

佐藤会長 では、ぜひお願いします。さて、それで、ほかにご質問がございましょうか。

かいべ委員 個人情報保護措置の点で、先ほどシルバー人材センターのほうではかなり守秘義務の部分はされているということなんですけれども、あくまでもシルバー人材センターと区のほうの所管との契約書の取り交わしだけなのか。例えば先ほど課長からご説明があったように、駐輪場での料金のやりとりをするのと、はがきのリストの照合の内容とではかなり業務内容で違いがありますので、シルバー人材センターの中で職種によって、それは本人との個人情報における守秘義務と。ちょっと重荷になるかもしれませんが、その辺の確認事項というのは個人としてあるんでしょうか。

湯本生きがい推進課長 私ども、まず当然受託者側のシルバー人材センター側にこの保護措置に対する認識を徹底するとともに、実際に委託に従事される方、責任者を含めそこに従事される方々についても、実際に書類の授受、また作業の説明とかそういったことをするたびに、日々そういったことの認識の徹底等をご説明し、個人情報の保護ということに対する意識を高めてもらうような対応をしていきたいと考えております。

かいべ委員 これはお願いでもあるんですけども、やはり例えば広い区民の中で偶然お知り合いを目にするということがあるかないかわかりませんが、やはり今回は区内の方に働いていただくということも含めて当然必要なことなんですけれども、そういう広い中で偶然ということがあるやもしれないので、できればそういう個人の守秘義務ということをシルバー人材センターの中で、この業務に関しては何らかの措置をしていただけると安心かなということがありますが、いかがでしょうか。

湯本生きがい推進課長 シルバー人材センター側とはまだこれからもこの業務の受託の件に関して協議をする予定でございますので、現在の段階でも実際に受託した業務に従事する人については過去の実績等も踏まえて、そういった面で十分信頼できる人をお願いをしたいという話をさせていただいており

ますし、委員さんのご心配されることが実際にはないよう、十分こちらのほうでも注意を図って徹底をしていきたいと考えております。

浅野委員 作業場所というのはあくまでもシルバー人材センターの方が自宅に持ち帰るということですか。

湯本生きがい推進課長 作業につきましては庁内で行う予定でございます。ですから、常時ちょっと職員が常駐というわけにはいかないんですが、恐らく多くの時間、職員が実際に一緒に作業をしたり、あるいは監視という言葉が当てはまるかわかりませんが、そういった扱いについて十分注意を図っていけるような体制をつくっていきたくと思っています。

佐藤会長 というわけで、本件、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と言う人あり)

佐藤会長 それでは本件、ご承認いただいたものとして取り扱います。

それでは、後半戦になります。5番目の案件であります。高齢者福祉に関する業務。内容としては、個人情報の処理に係る外部委託、個人情報の目的外利用、電子計算組織への記録の3件の諮問でございます。事務局からご説明いただきます。

丸山区政情報課長 それでは資料の8ページをお願いいたします。5番、高齢者福祉に関する業務と10ページの6番、障がい者自立支援に関する業務はそれぞれ高齢者、あるいは障がい者を対象とする火災警報器設置事業ですので、2件まとめて説明をさせていただきます。質疑を受ける形で進めさせていただきます。

佐藤会長 すみません、私のほうで6番をご一緒に諮らなければいけなかったんですね。それを忘れておりました。今、課長から説明がありましたように、5号案件と6号案件を一括して審議したいと存じます。すみません、お続けください。

丸山区政情報課長 申しわけございません。それでは5番、高齢者福祉に関する業務ですが、これは個人情報の処理にかかる外部委託と個人情報の目的外利用、それと電子計算組織への記録になります。

2番、諮問の内容でございます。東京都火災予防条例の改正により平成22年4月から火災警報器の設置が義務化されます。これに伴い区では、新たな高齢者防火対策事業として、65歳以上のみで構成された非課税世帯等を対象として火災警報器設置事業を実施いたします。これに当たり下記の業務を実施します。(1) 勧奨通知・申請書を発送するため、給付対象となる高齢者世帯の外国人登録、生活保護受給、中国残留邦人等支援給付受給、老齢福祉年金受給の有無及び課税状況を目的外利用し、対象者データを外部記録媒体に抽出します。抽出したデータをパソコンに取り込み、申請受け付け管理、給付決定事務に活用します。(2) 申請書受け付け後のデータ入力業務及び給付決定処理の事務補助を外部へ委

託します。3番、外部委託で取り扱い電子計算組織へ記録する個人情報の項目は、氏名、住所、生年月日、以下記載のとおりとなっております。4番、目的外利用する個人情報の項目は、氏名、住所、生年月日、外国人登録情報、以下記載のとおりとなっております。5番、目的外利用の方法です。福祉総合システムから上記条件の該当世帯情報を外部記録媒体に抽出します。6番、外部委託先はデータ入力事業者。7番、目的外利用する情報の保有課は総務部課税課、以下記載のとおりです。8番、個人情報の保護措置。(1)委託契約に当たっては秘密の保持、目的外利用の禁止等の特記事項を明記の上、契約書を取り交わします。9ページ目です。(2)データ入力処理はおとしより保健福祉センター内においてスタンドアローンパソコンで行います。(3)個人情報データは外部記録媒体に保存し、施錠できる書庫に保管します。(4)ID・パスワードを設定し、システム操作者を限定します。そのほか条例、規則を遵守いたします。9番、実施予定時期は平成21年6月1日から。担当課が健康生きがい部おとしより保健福祉センターでございます。続きまして10ページをお願いいたします。6番、障がい者自立支援に関する業務。これは個人情報の目的外利用と電子計算組織への記録になります。2番、諮問の内容でございます。先ほどと同様、火災警報器設置の義務化に伴いまして、区では新たな地域生活支援事業として区心身障がい者福祉手当受給者を対象とする障がい者火災警報器設置事業を実施いたします。給付対象者に勧奨通知を発送するため、外国人登録情報、区心身障がい者福祉手当受給情報を目的外利用し、対象者データを外部記録媒体に抽出します。抽出したデータをパソコンに取り込み、申請受け付け管理、給付決定事務等に活用をいたします。3番、電子計算組織へ記録する個人情報の項目は氏名、住所、生年月日、以下記載のとおりです。4番、目的外利用する個人情報の項目は氏名、住所、生年月日、外国人登録情報、以下記載のとおりとなっております。5番、目的外利用の方法です。福祉総合システムから区心身障がい者福祉手当の受給者情報を外部記録媒体に抽出いたします。6番、目的外利用する情報の保有課は区民文化部戸籍住民課と福祉部障がい者福祉課です。7番、個人情報の保護措置。(1)データ処理はスタンドアローンパソコンで行います。(2)個人情報データは外部記録媒体に保存し、施錠できる書庫に保管します。(3)ID・パスワードを設定し、システム操作者を限定いたします。そのほか条例、規則を遵守いたします。実施予定時期は平成21年6月1日から。担当が福祉部障がい者福祉課でございます。

佐藤会長 はい、ありがとうございました。火災警報器設置事業というのがそれぞれ対象とされる方が違うというもので2つ走るわけですね。5番の案件は、これが外部委託が伴うと。6番の案件は外部委託ではなく、庁内ですべてが完結するという事で諮問の内容が若干違いますので、2つ分けられているということになるかと思います。委員の皆様からのご質問、ご意見等承ります。

松崎委員 ちょっと個人情報保護という観点からすると、全く逆になってしまうかもしれないんですけども、むしろこれだけの書かれている情報だけでこの業務がスムーズに運ぶのかなということでお伺いしたいんですけども、というのは、高齢者にしても障がい者の方にしても、ちょっと所得の少ない方を対象にしているかと思うんですけども、そういった方って普通は、アパートとか借家にお住まいの方だと思うんですけども、その借家に警報器というものを簡単とはいえ、ねじ回しか何かで穴を開けて取りつけるということになると、大家さんに関する情報とか必要ではないのかなとちょっと思ったものですから。例えば大家さんに断りなしにそういったものを取りつけられるのかというのがちょっと具体的な疑問なんですけれども、その辺はどうなのかなということが疑問なんです。

帯刀おとしより保健福祉センター所長 おとしより保健福祉センター所長でございます。借家、アパートの方についても一応対象としております。少し大きなところであれば既設でついていると思いますけれども、ついていないところも多いかと思えます。その場合、一応設置についても私どものほうで設置の業務も一緒に委託をするという形でやっております。その中で大家さんにそういうことの承認をいただくということも必要になってくると思いますので、それをあわせて周知をしたいというふうに思います。

佐藤会長 ちょっと今の説明だと全体の流れがわかりにくいので、整理いたしましょう。まず、今、おとセンの所長がお答えくださったので、5番でいきますか。こっちのほう複雑なんですね、流れがね。まず、今回ここに付議していただいている案件は、火災警報器設置事業を実施するについて対象者を選ばないといけないと。そのために既に当区が持っている個人情報をコンピューターを使って整理をして、リストをつくるということですね。その場合の目的外利用のところは、ここで言うと8ページの項目4番ですね。氏名以下のものであると。この段階ではお年寄りが借家にお住まいであるかどうかということは実はわからないわけですね、当然。その情報を区は持っていないわけですね。これでリストがつくられて、次の段階で申し込みをしていただくというわけですね。その申し込みをしていただくところまでは実は区がやるんですね。申し込みの申請書の受け付け後のデータ入力と給付開始決定処理の事務補助が外部委託になっているんですね。そこで質問なんですけど、これで決定しますね。この人のところに火災警報器を設置することについて助成が決まりましたと。今回の諮問はそこまでの範疇でいただいているんですね。先ほど松崎委員のご懸念というのは、それに基づいて実際に警報器をつけるというときに、借家だったらつけられないというんじゃないかということですよ。そのところの処理についてはどういう流れになっているのか、簡単にご説明いただけますか。

帯刀おとしより保健福祉センター所長 それについては大家さんの承諾というのは必要だと考えております。そのところで承諾書をどのような形でとるかというようなことについては、今まだちょっと

検討をしているところです。あなたが対象者ですので申請してくださいということを、通知を非課税の方にお送りをします。そのお知らせの中にその旨についてお知らせをして、大家さんの承諾が必要ですよということについて記載をしてお知らせしてまいりたいと思っております。

佐藤会長 ちょっと待って。そこでよくわからなくなっちゃった。まず助成ですよね、これはね。まず補助が決定するでしょ。そうすると、その決定された方はどうするんですか。自分で火災警報器業者へ連絡をしてということになるんですか。

帯刀おとしより保健福祉センター所長 すみません。こちらのほう、警報器の現物を給付します。

佐藤会長 現物給付ですね。

帯刀おとしより保健福祉センター所長 つけたら、補助金を出すということではなくて、申請をいただきましたら、私どものほうで別途設置業者と契約をしまして、設置の業者のほうに指示をして、そのお宅に行っていていただいて設置をします。そういうふうな形になっております。

佐藤会長 そうすると、そのところで区から設置業者に個人情報渡らないんですか。

帯刀おとしより保健福祉センター所長 そちらについては、対象者に申請をしていただいて、設置が決まった方についての名簿を事業者にお渡しします。それについては、設置についての委託の外部提供という形になると思いますので、それは一括承認基準の中で承認されているということで、今回、こちらのほうで承認申請をされていないという形になってございます。

佐藤会長 その一括承認基準のところについて、課長のほうから。

丸山区政情報課長 事務局です。区では、各種現物給付を行う事業をやっておりまして、そういったものについては、対象者の方の住所ですとか、お名前ですとか、必要な項目を設置業者に対してお渡しをするような形でやっておりまして、それについては当初、審議会の承認をいただいた以降、類似のものについては一括承認基準というような形で設定をさせていただいております。その範囲内であれば、審議会の付議を省略するというような形でやらせていただいております。今回の火災警報器の設置事業につきましては、過去にそういったご承認をいただいた一括承認基準の範囲内ということで、審議会への諮問は、今回省略させていただくというような形でさせていただいております。

佐藤会長 そのところ、ちょっと今期からの委員の先生方がおられるので、わかりにくくなっているかと思しますので、ちょっと会長のほうから補足させていただきますと、基本的に当区の情報公開、あるいは個人情報保護の仕組みというのは、先ほどもちょっと触れましたが、本人の同意を得て、個人情報を集める、あるいは法律の定めに従って、本人の同意がなくても強制的に集める場合もございますけれども、基本は本人の同意に基づいて集める。同意された範囲において、個人情報は利用するということとなりますので、今回のように、もともと火災警報器をもらうために住民票に登録をしているわけ

ではありませんので、目的外利用ということが必要になってくるわけなんです、実はこういったさまざまな目的外利用ですとか、あるいは外部提供ということをやっていくプロセスの中で、ご本人の権利利益を侵害する危険性が低いものであって、定型的な処理というものは可能になるという類型が幾つかございます。今回の場合には、まさしくその一つだと思んですが、ご本人からの申請に基づいて、行政からの給付を受けるという申し出が先行してあるわけですね。こういった場合について、実際に給付を受ける現場に関して、そこは個人情報も渡してもらったら困るということは、これは論理的に矛盾するといいたいまいしょうか、あり得ない関係になっているということですので、当審議会が過去において、そういった一定の類型の場合には、当審議会が審議をすることなく、一括して承認を与えたものとして取り扱ってよろしいという類型が定められております。その中に該当するというので、今回はその部分が付議されていなかったと。ただ、ご説明の中で、現物給付という終わりの流れがなかったもので、ちょっとわかりにくくはなっておりましたけれども、その付議がなされなかったこと自体については手続的に問題というわけではないということですが、念のために確認させていただきました。

石田副会長 質問というよりは、イメージを持たせてほしいんですが、現物給付と言われても、火災警報器を渡されてもどうしようもないので、結局のところ、区が登録した幾つかの業者に行かせてというか、まずは突き合わせて該当した人たちに一齐に申し込みますかと通知を出して、その人たちの中でうちはぜひつけてくれという要望があった人たちに物を渡すというよりは、業者込みで行かせてつけると、こういうことなんですかねというのが1。とすると、その火災警報器の器材の代金と工事の代金等を、区が登録した幾つかの業者に実績に基づいて払うと、こういうことなんですかね。それとも、本人は払うんですか、払わないんですかという、そこが実は、これフローチャートぐらいつくってくれたほうが、こういうような案件は流れをずっと図にしてくれると、ああ、そうかと。こうなるんです。最初、これ読んだときは、お金を支給するんだとばかり思って、ずっと読んでいたんです。ですから、そこら辺のことをもうちょっとイメージを説明してほしいというのが1。それから、やはり予測のボリュームは一体どのぐらいなんですかというものが2。

帯刀おとしより保健福祉センター所長 すみません。資料がちょっとわかりにくくて申しわけございません。実際のつけ方ですけれども、私どもが勧奨の通知をお送りして、そしてまだつけてない方、対象の方はつけてほしいという方については、申請書を私どものほうに郵送で送り返していただきます。それに基づきまして、その人が対象ということにして、私どもで委託をした取りつけ事業者に連絡をして、このうち該当したから、このうちに行ってくださいということで連絡をします。その取りつけ事業者が一応設置まで行うというふうになっています。個数は1個なんでございますけれども、高齢者ということで、なかなか高いところにつけるとするのは難しいので、一応取りつけまで行うというものでご

ざいます。それから、数でございますけれども、私ども、高齢者の場合につきましては、高齢者の単独世帯、ひとり暮らしの方、それから高齢者だけでお住まいの方が3万8,000世帯ほどあるというふうに見込んでおります。そのうち、非課税の方が3割程度ということで、直接私どもの高齢者に関する業務の対象となるのは、1万3,000ほどというふうに予測しているところでございます。

藤井障がい者福祉課長 先ほどのお尋ねの中には、お支払いの件もあったかと思えます。事業者のほうで設置が終わりましたら、私ども、区のほうにお金を請求するという形で、ご本人の負担はございません。また、障がい者のほうの件数ですけれども、障がい者のほうの申請書を送付する件数は5,474件と見込んでおります。

石田副会長 わかりました。念のため。これは1台当たり、そんなシステムの警報器じゃなくて、恐らく火の元の近くに、もしくはすぐわかるようなところに、比較的高いところに設置すれば、煙を察知したり、熱を察知したら、ばあーっという音が出るような警報器なんだろうなと想像しているんですが、先ほど言った約5,500件の掛けるその単価プラス工事費、設置費というのを、むしろ来年度の予算化は、そういう単位でされているというふう理解すればいいんですか。

藤井障がい福祉課長 おっしゃるとおりで、設置費用込みで1件あたり5,300円ということで予算の計上をさせていただいております。

石田副会長 はい、ありがとうございました。イメージがわいた。

佐藤会長 はい、よろしゅうございますか。いわゆる給付型行政に対する目的外利用ということで、ご本人の権利利益の侵害のリスクは相対的には低い案件でございますけれども、やはり目的外利用には違いがございますので、審議会にかけていただいたということであります。

石田副会長 念のため、今度はこの審議会側からの感覚で言うと、申込書でぜひ設置してくださいという人には、この申込書の住所、氏名等のデータは、区が委託する業者に渡しますよということがあれば、なお二重の意味でそこまで法的には必要かということ、必要ないとは思いますが、何だか知らないけれども、そっちに渡されたみたいな文句を言われないうためには、渡しますよというのがあらかじめ文書にあったほうがよろしいんじゃないんでしょうかねえと思えます。

藤井障がい者福祉課長 おっしゃるとおりで、急に事業者の方が家に来ることになると、びっくりされると思いますので、当然説明の中には、この申し込みがあったら、事前にご連絡の上、事業者が取りつけのためにご自宅にお伺いするという点についてはご説明させていただきたいというふうと考えております。

佐藤会長 ありがとうございました。では、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と言う人あり)

佐藤会長 では、ご承認いただきました。ありがとうございます。審議事項としては、最後の案件になります。学校・地域連携事業に関する業務ということで、外部委託及び電子計算組織への記録の2点についてお諮りいたします。では、事務局のほうお願いします。

丸山区政情報課長 それでは、資料の11ページをお願いいたします。7番、学校・地域連携事業に関する業務。これは個人情報処理に係る外部委託と電子計算組織への記録になります。2番、諮問の内容です。現在、子ども政策課で所管している学童クラブの運営業務については、全57クラブ中20クラブが事業者による業務運営委託を行い、生涯学習課で所管している放課後子ども教室については、53校すべてが事業者による業務運営委託を行っています。区では来年度より、地域コミュニティの基盤となる学校内において、放課後子ども教室と学童クラブの機能を兼ね備えた新たなあいキッズ事業を立ち上げ、各学校に順次導入していきます。平成21年度は、学童クラブ、放課後子ども教室4カ所をあいキッズ事業の対象とし、カードによる入退室管理を行います。また、希望する保護者に子どもの入退室状況に関する情報をメールでお知らせするメール配信サービスを導入します。あいキッズ運営事業者は、入退室管理及びメール配信サービスを実施するため、あいキッズに設置された区のパソコンに児童氏名等のデータ入力を行います。それでは、13ページの別紙1をごらんください。13ページ、別紙1「放課後対策事業～あいキッズ～」です。上段が学童クラブですが、20年度は全57クラブのうち、区直営が37クラブ、委託が20クラブとなっています。これが21年度は委託20クラブのうち、4カ所があいキッズに移行し、残る16クラブに直営から委託に切りかわる2クラブを加え、区直営35クラブ、委託18クラブ、あいキッズ4カ所となります。下段が放課後子ども教室ですが、20年度、委託全53校のうち、21年度は4カ所があいキッズに移行し、放課後子ども教室が49校となります。続きまして、14ページをお願いいたします。別紙2「～あいキッズ～メール配信サービス」です。上段左側があいキッズのパソコンで、右側が保護者のパソコン・携帯電話になります。あいキッズに入出する子どもはカードをかざすことにより、ID番号を読み取らせます。これによりまして、パソコン内に記録されている子どもの情報と突合がされ、入退室時刻が記録されます。メール配信を希望する場合は、あいキッズのパソコンから保護者のパソコン・携帯電話へ氏名・入退室時刻が自動的に送信されます。なお、中段に子どものカード、これは名札にQRコードを貼ってあります。下段は、保護者のパソコン・携帯電話の受信画面となっております。

それでは、11ページにお戻りを願います。3番、外部委託で取り扱い電子計算組織へ記録する個人情報の項目は、児童氏名、入学年、入退室時刻、以下記載のとおりです。4番、個人情報の収集方法は、区が本人から直接収集します。5番、外部委託の相手先は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等、あいキッズ運営事業者となります。6番、個人情報の保護措置です。(1)委託契約に当たっては、秘密の保持、目的外利用の禁止等の特記事項を明記の上、契約書を取り交わします。(2)パス

ワードを設定し、システム操作者を限定します。(3)外部からの不正侵入を防ぐため、パーソナルファイヤーウォールを設けます。(4)保護者のメールアドレスを変更する際は、保護者に確認の上行います。(5)収集した情報は、退会后1年間保存した後、廃棄または破壊し、削除いたします。(6)その他条例規則を遵守いたします。7番、実施予定が平成21年4月から。8番、担当課が子ども家庭部子ども政策課と教育委員会事務局生涯学習課になります。

佐藤会長 はい、ありがとうございました。終わりの14ページのところの図が一番わかりやすいかと思いますが、コンピューターにお子さんの入退室記録を残すことと、希望に応じて保護者の方にメールで通知をするという仕組みのようであります。ご質問、ご意見等承ります。いかがでしょう。

松崎委員 出席のメール配信という事業なんですが、もともと、率直に言って、私、この事業が本当に必要で求められているのかなと、気持ちはしています。ちょっとメールで送ったからといって、本当にお子さんの安全を確認したことになるのかなという疑問はあるんですけども、きょうはテーマじゃないので置いておいて、1つは、どれぐらいこのメールを送信するのに、職員の方、指導員、手がとられるのかどうか。お子さんがどんどん来ているときに、一人の学童クラブの指導員さんがパソコンの前に座っていなきゃいけないような状況になるのかどうかというのを一つ教えてほしいのと、あともう一つ、14ページの画面を見ますと、何というのかな、私でもちょっと偽造できちゃうかななんて思うんですよ。もちろん、メールアドレスまではごまかしようがないにしても、親御さんからすれば、この画面をぱっと見れば、またいつも来たなというふうに思うので、それが偽造できるというのはどうかな。

実際問題、この間不幸なお子さんにかかわる事件を見たときに、誘拐をしたりとかした場合は、その本人があたかもいるかのようにメールを送るという手口が少なからずこの間あったかななんていうことを思い出すと、このことが日常化したときに、かえってお子さんの事故・おくらせることになりはしないかと。ちょっとうがった見方ですけども、そういうことになりはしないかというふうに思うのと、そんなことを考えていくと、むしろ学童クラブに登録している子は学童クラブに通うのが当然なので、むしろ来なかったときに、おたくのお子さん、来てないですけども、どうですかというような連絡をするほうが私はいいのかななんて、またちょっと施策に突っ込んだ話をしちゃいましたけれども、思ったものですから、今、疑問を感じている点をちょっと述べさせていただきました。

佐藤会長 ありがとうございました。最後の点は、もちろん区議会のほうでご審議いただくという性質の論点であると同時に、やはり個人情報の不正な利用によって、記録が捏造される、その他によるリスクを回避するというのも、これは当然、当審議会の所掌範囲内だと私は思いますので、その辺のところの考え方、現場の担当課のほうでどういうふうにお考えなのか、ぜひ伺えればと思います。

堺子ども政策課長 まず職員の手間ということでございますけれども、まず通常、このカードのほうはすべて、それぞれ学校ごとの受け付けする学童クラブと一般登録のお子さんがお部屋に来ますので、ランドセルを置く場所がございますので、そのところに設置をするということで、このカード自体は外に出して、お子さんが持ち歩くというような性質のものではございません。そのところにカードを入れるボックスがございまして、登録されたお子さん分、全部カードをつくりまして、お子さんが基本的にはそのカードをこちらのカードリーダーのほうにかざして、出席したほうに入れていくというような形での入退室。帰りのときには、出席しているところのボックスから、帰りますよということで、そこからカードをとって、元のところに戻すときにかざして、また元に戻すというような管理になります。ただ、当然、お子さんがたくさんいらっしゃる時間というのは、学年ごとにも異なりますけれども、大体その学校の中に設置されておりますので、大体同じ時間帯に来ますので、全く入り口のところとかということではなくて、その職員がいる受付のところにパソコンとカードリーダーを置きますので、常時、職員が見張っているということではございませんけれども、そこで一定の職員の目の届く範囲の中で、お子さんがカードをかざして、入退室のこちらの登録をするというような流れになっております。ですので、それほど登録のために職員の方が手間ということはないかと思えます。ただ、一斉の登録ということで、これ新年度から予定していますので、3月等につきましては、例えば100人登録ということであれば、カードは100人分一遍につくらなきゃいけませんので、そういったところにつきましては、一定の期間につきましては、事務が集中的にカードをつくるというような必要も出てきますけれども、これは実際の学童クラブのほうでは、カード形式でやっているところですか、連絡帳方式でやっているところもありますので、実際、年度が変わるときには、新年度以降入会される方のいろんな事務処理ということで、カードをつくったり、いろんな作業をいたしますので、その一環で実施をするというような形になります。それから、あと偽造というお話でございますけれども、確かにパソコンとか携帯電話のほうに、これはメールをお出しするわけですがけれども、今、メールなんかの場合も、フリーメールとかいろんなものも当然ございます。そういった意味では、あくまでもこれご希望というようなシステムでございますので、その中でこれは一定の通信回線を通じて実施するものでございますので、その中身のところにつきましては、例えばそういうような偽造等が発生するとか、そういった恐れがあるということであれば、この文言についてはシステムのほうで修正が効きますので、一定程度、例えば通知の中身を変えていくとか、そういったような形は可能だというふうに考えております。それから、3点目でございますけれども、学童クラブにつきましては、実は先ほど申し上げましたけれども、連絡帳というような形で、ご家族の方から、こういう帳面の中に、きょうは何時に帰してくださいと。例えば、通常は5時ですとか、6時ですとなっていますけれども、きょうは塾に通うので、5時に帰してください

いとかというのは、全部連絡帳で今やっています。このシステムを導入することによって、すべてそちらに移行するということではございませんので、現状の連絡帳というのは、親御さんとのいろいろな連絡、きょうはどういうことがあったとか、お書きしたりとかということもありますので、これは学童クラブにつきましては、このあいキッズ事業になりましても、今までと同様に実施をいたしますので、それにプラスアルファのサービスということで、非常にご家族の方の中には、学童から何時だよということ帰るといことなんですけれども、行き帰りに寄り道しちゃうとか、そういった形で、ご家族の方で心配されるというケースもございます。また、一般登録のお子さんもそうです。そういった意味では、親御さんのこれですべてを、安全・安心を買うということではございませんけれども、一定の何時に学童クラブなり、一般登録、このあいキッズのほうを退室したと。何時に入室したということが一定時間がわかって、それをごらんになられて、非常に帰りが遅いとかということであれば、途中で寄り道しているかどうかではないですけれども、そういうような形でご確認いただくというようなものでございます。確かに、お話は非常に多いと思います。すべて登録されている方がご希望されるとは限りませんが、現状の学童クラブを運営している中でも、こういったメールのものはできないかとか、時間を確認したいというような親御さんのお声というのは、結構私どものほうにも入ってきておりますので、そういった意味で、付加するサービスということで実施をしてみたいというふうに思っております。

石田副会長 私は、自分の子どもが3人とも板橋の学童保育クラブで育った人間ですので、果たして放課後子ども教室のメリットやよさと、学童保育クラブのよさや、それが2つ合わせると本当にうまくいくのかというのは、実は本当は疑問なんです、それは政策的な意見ですから、さておくとして、基礎事実として、このようなカードリーダーを使ったこういう来ましたよとか、帰りましたよとかいう送信をしていくようなシステムは、現在の20年度のこの図による区営の学童クラブ37クラブ、業務委託の学童クラブ20クラブ、業務委託の放課後子ども教室53校と、この約100ぐらいある事業実施体の中で、こういうのをやっているところは今あるのでしょうか。全く新しくこれを導入しようとするのでしょうか。それから、帰りましたよというのは、来たのと帰ったのとを両方やるんでしょうから、多分JRの、あるいは地下鉄のパスのように、出るときちゃんと何かがまた送信されるのか、そのあたりをちょっと。初めてなのか、いや、既にどこかでそれはそれでやっているのかという点はどうなんでしょう。

堺子ども政策課長 はい。これは全く新規ということで、今回21年度から始めたいという事業でございます。

石田副会長 ああ、そうですか。じゃ、ついでに。このシステムと器材と、何を使って、どうやるのかというのは、何か既に開発されている既存のものを導入するんでしょうか。それとも、新規に何か組

み立てたのでしょうか。

堺子ども政策課長 はい。こちら、今盛んに学習塾等では、こういったやはりメールの入退室時刻ということでサービスを展開しているところも多うございます。ある程度何社か、安価にこういったサービスを提供するというので、既にパッケージでソフトをつくっているところがございますので、そういったものを導入して、実施をしようというところでございます。

石田副会長 もう既に開発されているパッケージを導入しながらやろうというアイデアなんですね。

堺子ども政策課長 はい、そうです。

石田副会長 じゃ、もう一つ。この情報を集めるのに、業務委託を受けている社会福祉法人や、あるいはNPOや何かが集めるという発想に立たないで、区が情報を集めて業者に提供するという発想に立ったのはなぜでしょうか。

堺子ども政策課長 こちらのほうは、予定といたしましては、4月以降実施ということでございますので、本年の3月中にご希望される保護者の方からお申込書ということで、紙ベースでまずちょうだいしようというふうに思っております。これは学校を通じてお配りをして、お申し込みいただくという方式でございますので、まず区のほうで一括して、ご希望される方からは申請書をおとりすると、それを入力していくというような方法で考えているところです。

石田副会長 そうすると、準備プロセスで区が集めないと、移行するときに、提供するという形をとらないと、移行がスムーズにいかないという趣旨だと伺えばいいですか。

堺子ども政策課長 はい、そのとおりでございます。ただ、途中でメールアドレスをご変更になられたりということも当然ございます。そういった場合もやはり、変更届はお出しただかなきゃいけないというふうに思っていますので、そういった変更等につきましては、やはりちょうだいをします。初期は件数が多うございますので、これは委託業者さんは実際、今、学童クラブを受託している業者さんが、引き続き新年度もあいキッズの事業ということで、移行後、実施をいたしますので、システムになれるという意味では、区のほうとそれから受託業者さんのほうと一緒に初期設定で入力等は行おうというふうに思っております。それ以降は、回っていく最中で変更届が出てきているような場合につきましては、申請書自体は区のほうで一回ちょうだいはいたしますけれども、変更の入力とか、そういったところにつきましては、受託事業者さんのほうにおやりいただけるのかなあというふうに思っております。

石田副会長 もう一点だけ。この新規あいキッズの4カ所、これがやはり業務委託される、その4カ所のところで、4カ所ともこれをやるのか。4カ所のうち例えば、二、三カ所でやるのかというのが1点と、このあいキッズの4カ所だけでなく、例えばその下の業務委託の放課後子ども教室なり、その上の業務委託の学童クラブなりでも実施しようということなのか、それはどうなんでしょう。

堺子ども政策課長 実施いたします4校すべてで、このメール配信サービスを導入したいというふう
に考えてございます。なお、それ以外の業務委託、または学童クラブほかの部分につきましては、導入
の予定は今のところございません。あくまでも新しいあいキッズの事業の中で、こういったメール配信
サービスを付加していこうというふうを考えております。

石田副会長 わかりました。

高沢委員 1点だけ確認なんです。資料に書いてあることではあるんですけども、個人情報の記録
という観点からなんですけれども、このメール配信サービスを利用しない児童の入退室管理の情報も保
存・記録されていくということによろしいのでしょうか。

堺子ども政策課長 はい。記録のほうはそのように記録されます。メール配信を希望される方には、
お一人ずつ、その画面の中に例えば、お名前ですとか、入学年とか入れますけれども、その後ろにメー
ルアドレスを入力する項目欄がありますので、ご希望される方はそこにメールアドレスが、ご希望され
ない方はそこにメールアドレスを入力して、記録しないというような形で一括の管理をするというもの
でございます。

高沢委員 具体的に児童はこのサービスを利用するかしないかは関係なくカードを通して、端末の中
には記録が残っていくということで間違いありませんか。

堺子ども政策課長 はい、そうでございます。

佐藤会長 先ほどのご説明で、入り口のところで箱が2つあって、カードがこちらにまずあるものを
かざして、こちらに移すというやり方に多分なるんじゃないかというご説明でした。現場がどのよう
になるかについては私はよくわかりませんが、先ほど何人かの委員からご指摘があった件なんです
ね。とりわけ、保護者の方に対して安心を提供するということだというのが主たる目的だと私思いますが、
そうしますと、悪意なくとも、間違っただ友達のカードをかざしちゃったということによって、記録が実
態と合わなくなるということになりますと、やはり個人情報の管理ということだけではなくて、そもそ
もこのシステムが持っているセキュリティの脆弱性ということにつながりかねない。その辺のところ
については、運用の段階でせっきくの安心提供システムがあだにならないように工夫をいただきたいと。
これは当審議会の所管である個人情報という観点から言っても、間違っただ個人情報の生成を助長するよ
うな運用を看過するわけにはいかないということにもなりますので、その点はぜひ所管のほうに私のほ
うからお願いしたいというふうに思いますが、この点、委員の皆様、そんなところを私が会長として言
ってよろしゅうございませうか。

(「はい」と言う人あり)

佐藤会長 はい。それでは、その前提でいかがですか。

河野委員 すみません。比較的、最近まで小・中学生の子どもがいた母として、やはりお仕事をしていたらっしゃる方が携帯でお子さんと連絡をとり合って、今、だれと来たよ、今から、帰るよという連絡をしていました。今、小学生が携帯を持つことに関して、いろいろ是非が問われている時代、こういうサービスがあるということは親にとってはありがたいことだと思います。それから、カードの取り違えで事故が起こる可能性があるのも、もし可能なのであれば、例えば子どもが好きなシールを張るとか、字だけだと間違いやすいから、自分の好きなシールを貼るようにしなさいとか、何かそういう工夫を現場でしていただくことと、それから先ほど偽造のメールがあるかもしれない。メールは必ず配信元が表示されますので、正しい配信元を、あいキッズメール配信に対応するというふうに自分の携帯に登録すれば、違うところから来た場合はわかりますので、そういうふうにしてほしいということをお母様方に言っていただければ、確実かと思います。

佐藤会長 そういった工夫の余地というものがいろいろあるようですので、実施までによくご検討いただくということをお願いした上でご承認いただければと思いますが、いかがでございましょう。

岩隈委員 確認なんですけれども、学校というのは、区立の小学校という理解でいいですか。それとも中学校も含むんでしょうか。

堺子ども政策課長 実施は区立の小学校でございます。

岩隈委員 その小学校の一部を、恐らくもともと教室だったところか何かをこの場所に提供することになるんだと思うんですけれども、もう一日中、そのエリアというのは、このあいキッズ事業のために占有されているのか、あるいは学校が授業をやっている間は、学校の施設として使われているのか、ちょっと確認したいんですけれども。

矢嶋生涯学習課長 学童クラブの事業、今まだ実施していますので、それは学校の授業とは離れた専用の部屋があります。そういったところを活用して、この事業の機器の設置は行っていきたいというふうに考えています。

岩隈委員 ということは、授業をやっている時間帯は、この部屋は施錠されているか、あるいは担当の職員なり、委託された担当の子どもに接する方だけがいるという理解でよろしいでしょうか。

矢嶋生涯学習課長 そのとおりでございます。

岩隈委員 ありがとうございます。

佐藤会長 はい、ありがとうございます。

それでは、特段にご異議なければ、これはご承認ということにしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

(「はい」と言う人あり)

佐藤会長 ありがとうございます。予定時刻を5分経過しておりますが、あと若干だけ残っております。資料2の情報公開及び個人情報保護審議会小委員会の設置につきまして、まず事務局のほうから説明をいただきます。

丸山区政情報課長 はい、事務局です。それでは、資料2をお願いいたします。板橋区情報公開及び個人情報保護審議会小委員会の設置についての案でございます。1番、設置の目的でございます。年度内の給付開始を目指すこととされております定額給付金及び、この仮称については現在とれておりまして、子育て応援特別手当（以下「定額給付金等」という）につきまして、効率的な審議を行うため、板橋区情報公開及び個人情報保護審議会条例第8条の規定に基づき、審議会に小委員会を設置いたします。

なお、小委員会の審議結果につきましては、直近に開催されます審議会に報告することといたします。

2番、小委員会の所掌事項でございます。個人情報保護条例の規定により、実施期間が審議会の意見を聞くこととされた事項のうち、定額給付金等の事業に伴うものに限定をいたします。なお、現在のところ、諮問事項といたしまして、個人情報を取り扱う業務の外部委託、外国人登録情報の目的外利用、対象者リスト作成に伴う電子計算組織への記録などが想定をされます。3番、構成でございます。記載のとおり、学識委員3名から設置することを予定いたしております。4番、参考は、小委員会についての根拠条文となっております。5番、事務局は政策経営部区政情報課でございます。

佐藤会長 はい、ありがとうございます。本件につきましては、実は事前の打ち合わせのところで、皆様方、ご案内のように、国の政策がどうなるんだというのが極めて不安定な状態であると。本来であれば、本日の審議会にこの新しい定額給付金についての案件、それから子育て応援特別手当というものが付議されれば、それが一番望ましいわけでございますが、どうしてもこれは当区の事務遂行というよりも、国との関係においてそれができないということございました。実はそういう場合でございますと、当然ながら、必要に応じて当審議会を開催させていただくということ。会長において、通常これは年に3回の審議会が予定されているわけでございますが、臨時的に4回目、5回目をお願いするということが考えられるわけでございますが、いかんせん、一体いつ招集をお願いできるかすらはっきりしないと。しかしながら、一方で年度内を目指すという、非常に矛盾した状況になっているということで、小委員会方式で先行審議をさせていただかないかなということをお諮りしたいということでございます。実は1点問題がございます。と申しますのは、参考のところがございます当審議会の設置に関する条例でございますが、これによると、小委員会を置くことは条例上可能なのですが、その目的は、審議の効率的な運営を図るためということになっております。したがって、いわゆる審議会の議決権を小委員会に委任するということは、条例上予定されておられません。そういたしますと、小委員会方式で審議を行ったとしても、実はそれはあくまで当審議会に上程する議案の整理を行ったにすぎないわけ

でございますから、当審議会の承認をしたということにはならないのでございます。しかしながら、年度途中で再度審議会を開催させていただく場合に、大変お忙しい先生方が集まっておられる会でございます。定足数が満たないということ、あるいは1回の審議会で済まないということ等がございますので、私のほうからご提案でございますが、まず本日は、審議会のもとに小委員会を設置するということをお諮りさせていただきます。そして、その上で手続的には、その審議会の小委員会の議決というものは、審議会そのものの議決に置きかえることはできないわけですが、その小委員会が一たん審議し、原案を策定したものについては、仮に行政において執行するということを含めてお認めいただいた上で、正式な議決は当然ながら、次回の当審議会本体のほうでこれを行うという、いってみれば、3段階の方式というものをとらせていただけないかということでございます。当然でございますが、小委員会への付議事項として、この定額給付金その他の金銭の支出そのものについての政策的議論については、これは当然、区議会あるいは執行機関においてご判断されることでありますので、それが行われて、政策的には決定しているということが当然の前提として、個人情報保護等の当審議会の設置条例の所掌事項の範囲において、その問題点を精査するということに限定させていただくということをお諮りしたいというふうに考えている次第であります。この点、会長からのお諮りということになりますが、いかがでございましょうか。

松崎委員 会長のご提案はそれはそれで結構だと思うんですけども、ただ、私、政党の会派の名前が公職という欄についている人間ですので、どうしても一言申させていただきたいんですけども、政治と実務は全く別だということは承知をしているところなんですけども、ただ、いかんせん、この問題については区議会でも一度も議論したこともないし、というか、国会でまだ予算はついたとはいえ、関連法案が通っていない段階であって、しかも私が認識をするところでは、国民の多くの世論がまだこの制度については反対の意見を持っているという中で、こういうふうに3月末というあわただしく実務を進めていいものかどうかということについては、私は疑念を差し挟むというか、会長のほうからも矛盾があるとおっしゃっていただいているので、その辺は同感だということを申し述べておきたいということですね。本来ならば、こういった問題は、しっかりと制度的に仕組みをつくってから、では、個人情報の保護はどうするのかという段取りでやるのが当然のことであって、今、国民が多く反対している理由の中には、例えば振り込め詐欺だとか、公平に行き渡るのか、こういったことも含めて懸念があるわけですから、まさに本当は時間をかけて、個人情報の問題についてもしっかりと審議を進めていくのが本来の姿であろうという意見は述べさせていただきたい、はっきりわからないんですけども。

佐藤会長 はい、ありがとうございます。私も、本当に今の松崎委員のご指摘はそのとおりだと思います。

本件については、会長としてこういうご提案を申し上げること自体について、実は必ずしもこれが最も個人情報保護という観点に立った場合に、望ましい審議方式であるかということについては、自分自身疑念がないわけではございません。ただ、実質的に当審議会本体というものをどれだけ集中的に開催できるかということについて、極めて難しい日程調整その他考えますと、やはり個人情報保護というものについての実務的な責任をお預かりする審議会としては、区民の負託にこたえるために、その実務的な観点からのチェックの体制だけはあらかじめ整えておく必要があるというふうに考えましたもので、以上のような、ちょっと変則的な形でございますが、提案をさせていただきました。ただいまの松崎委員のご発言については議事録にとどめて、皆様方、ご存じだと思いますが、当審議会の議事録はそのまま反訳されまして、インターネット上に公開されるということになっております。随分前からのものがそのまま上がっておりますので、まさしく、極めて開かれた審議会と記録ということになっております。さまざまな審議会の運営についてご意見をいただいたということ自体を区民の皆様に見ていただくということが、そういった形でできるようになっております。それをあわせて、改めて、ただいまのご反対の方向を持ったご意見というものをいただきました。松崎委員含めて、もう一度お諮りいたします。この提案についてご承認いただけますでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

佐藤会長 ありがとうございます。では、そのように処理させていただきます。それでは、最後、報告事項が若干残っております。よろしくお願いたします。

丸山区政情報課長 はい、事務局です。それでは、資料3-1として、「個人情報の保護に関する外部評価委員会 個人情報を取り扱う業務の現地調査報告書(概要)」版と、資料3-2、報告書本体をお配りしておりますが、説明のほうは、概要版でさせていただきます。最初に概要版の最終ページの8ページをお願いいたします。ちょっと横の図になっておりまして、こちらに個人情報保護に関する外部評価制度の仕組みをお示ししております。まず左下に外部評価委員会がございます。こちらは学識経験者3名から構成される会議体となっております。右側が個人情報保有機関ということで、区長部局、行政委員会、委託事業者、指定管理者などがございます。外部評価委員会は、その個人情報取り扱い業務に関する現地調査を行います。その後、現地調査結果及び意見を区長に報告をいたします。また、あわせて、区長の附属機関である情報公開及び個人情報保護審議会にも報告をいたします。ということで、本日、ご報告をさせていただいているところでございます。報告を受けまして、区長は庁内の検討組織であります個人情報保護検討会議に対しまして、外部評価委員会からの改善・提案事項についての検討を指示いたします。個人情報保護検討会議は、外部評価委員会からの改善・提案事項を検討し、検討結果を区長に報告します。これを受けて区長は、改善等の報告を外部評価委員会に行います。また、改善

策を講じるに当たり、必要に応じて情報公開及び個人情報保護審議会への諮問を行います。以上が、外部評価制度の枠組みとなっております。それでは、概要版の1ページにお戻りを願います。20年度の実地調査の概要でございます。今年度は2課を対象に実地調査を行っております。最初が総務部納税課の特別区民税・都民税に関する業務です。業務選定理由は記載のとおりで、平成20年8月22日に区役所第2委員会室でヒアリングを行い、その後、事務室内で実地調査を行っております。次が、おとしより保健福祉センターの援護に関する業務です。業務選定理由は記載のとおりで、平成20年9月25日に、おとしより保健福祉センターの会議室でヒアリングを行い、その後、事務室内で実地調査を行っております。

次に、2ページをお願いいたします。納税課の実地調査結果でございます。左側の欄が外部評価委員会の評価実施基準に基づく評価項目、真ん中の欄が実地調査時に把握した事務処理の現況、右側の欄が事務処理の現況を踏まえた外部評価委員会からの改善・提案事項となっております。最初に、(1)業務登録簿等の管理ですが、情報公開・個人情報保護制度の手引き、個人情報保護・情報セキュリティ基本マニュアルについては、納税課の職員数に対して冊数がやや少なく見受けられたという現況を踏まえ、印刷物のほか市内LANにも掲載をされており、一人一人が有効に活用するよう、改めて全職員に周知徹底されたいという改善・提案がございました。次に、(2)の個人情報の適正管理ですが、こちらは3件の改善・提案がございました。まず個人カード、これは滞納者との交渉記録等が入力されたもので、臨戸時に出力して持ち歩くものですが、これについて外部に持ち出す帳票は、住所、氏名、納税額程度の必要最小限の内容で出力することを検討中である。また、出力する個人カードは滞納者によって枚数が異なり、最低2枚。納税交渉の記録すべき内容が多い場合は、5～6枚のこともある。個人カードには出力月日と出力者の氏名が印字され、いつ、だれが、どの端末機から出力したのかのログは残るが、何枚出力したのかのログは残らないという現況がございまして、これに対し、右側の改善・提案事項ですが、外部に持ち出す帳票は必要最小限の内容で出力するとともに、滞納整理システムの改善や出力帳票へのページ番号印字による枚数管理の標準化について速やかに検討されたい。さらに、出力帳票については、例えば目的外利用のために出力されたものなのか、あるいは臨戸のために出力されたものなのか、印刷物へのマークからわかるような仕組みを検討されたいという改善・提案がございました。次に、出張時チェック簿の改善について、チェック簿には個人カードを何枚出力したのか、また最後にカードをシュレッダーにかけて廃棄したことまでのチェック欄はなかったという現況に対し、出張時チェック簿の様式について、滞納整理システムの導入に対応したものとなるよう見直しを図るとともに、照合手続についても検討されたいという改善・提案がございました。3ページ目に参りまして、3点目として、課員数が61名と多い納税課において、即時にセンシティブな情報を破砕できるシュレッダーが1台だけというのは少なく見受けられたという現況に対し、即時廃棄しなくてはならないものはシュレッダーに

よる破砕が有効であり、職員が一層使いやすい台数、設置場所等を検討されたい。また、ハードコピーの複写禁止を独自のマニュアルに明記し、残存リスクの低減に努められたいという改善・提案がございました。次に、(3)外部委託・指定管理に係る措置です。金融機関とのやりとりに使用しております磁気データ(CGMT)について、ローテーション、有効期限は特に定めていない。経年劣化を考え、定期的な交換が必要であるという現況に対し、セキュリティの一層の向上の観点から、所定のローテーション期間を定め、これ以上使わないという使用期限を検討されたいという改善・提案がございました。

次に、(4)適正利用、目的外利用及び外部提供です。納税課では、戸籍情報など提供を受けたものの把握は適正に行われていたが、納税課所有の情報が庁内のどの部署に提供されているのか、十分に把握していなかったという現況に対しまして、3件の改善・提案がございました。まず、納税課の情報がどこで利用されているのか、リスクとしての確に把握されたいというのが1点目。利用提供が承認されている個人情報の項目、提供方法等独自のマニュアルに明記し、職員が統一的な対応となるよう研修を通じて徹底されたいというのが2点目。紙媒体による目的外利用、外部提供については情報の流れを明確にするとともに、リスクマネジメント意識の徹底を図るため、提供元を明示されたいというのが3点目となっております。4ページをお願いいたします。最後が(5)電子計算組織への記録及び電子計算組織の外部結合です。こちらは3件の改善・提案がございました。まず滞納整理システムの立ち上げ時に使用する個人パスワードは桁数が少ないように見受けられた。また、個人パスワードはIT推進課で付与する税システムのものと同通で、個人個人に紙で通知されているが、パスワード変更の頻度は低かったという現況に対しまして、変更の頻度を段階的に上げていくなどの改善をしていくことが望まれる。また、滞納整理システムのパスワードはその桁数が少ないと思われるので、あわせて改善されたい。さらに、基幹システム以外の独自システムについては、IT推進課で付与する個人パスワードによらず、個々の職員が自分で設定するものとするよう改善をされたいという改善・提案がございました。次に、滞納整理システムのパソコンを利用し、催告実績報告書などの一般的な文書をワード・エクセル文書として作成の上、USBメモリーに保存をしている。USBメモリーを使用することのリスクを十分に認識する必要があるという現況に対し、やむを得ずUSBメモリーを使用する場合は、課で用意したUSBメモリーを課長の管理のもとに使用するというようなルールを導入されたい。あわせて個人情報を記録するUSBメモリーについては暗号化するとともに、区のパソコン以外で使用できないよう、必要な措置を講じられたいという改善・提案がございました。3点目として、納税相談を行う窓口のカウンターには、相談者からものぞき見ができるような位置にノートパソコンが配置されていた。また、事務室内のパソコンも物理的な制約があることは理解するものの、一部は窓口から視認することが可能な距離であったという現況に対し、物理的な制約がある場合は、例えば偏光スクリーンを貼るなど、個

個人情報保護のための最低限の措置を講じられたいという改善・提案がございました。以上が納税課の実地調査結果でございますが、外部評価委員会から11件の改善・提案事項がございました。

引き続きまして、5ページからがおとしより保健福祉センターの実地調査結果となっております。

表の構成は納税課の場合と同様となっております。最初に、(2)個人情報の適正管理ですが、こちらは4件の改善・提案がございました。まず独自マニュアルの有効活用についてですが、おとしより保健福祉センター独自の個人情報持ち出し基準が作成されていたが、持ち出し基準が机の中にしまわれている状態が見受けられ、職員にその活用が十分に徹底されていなかったという現況に対し、職員の身近なところにわかりやすく掲示するなど、有効活用を徹底されたいという改善・提案がございました。

次に、訪問記録、これは相談を記録したものでございますが、訪問記録には相談者の情報が個人単位に記載され、認知症、虐待などの事案により、色別のファイルに収納されていた。ファイル自体に整理番号は付されておらず、今後、付番による台帳管理を検討するとしていた。また、ファイル自体が何ページから構成されているのか、記録がされていなかったという現況に対し、今後、付番の上台帳管理するとしていたが、早急を実施されたい。さらに、訪問記録を持ち出す際は、持ち出した書類のかわりに職員名が表示されたものを挟み込むなど、だれが、何を持ち出しているか瞬時にわかる仕組みを検討されたい。例えばファイルに表紙をつけ、基本項目、総ページ数、更新時を記載し、ページを追加した場合は、日付と総ページ数を記入するというような情報の総量が把握できる仕組みについて検討されたいという改善・提案がございました。3点目といたしまして、相談記録等を持ち出す際は、個人情報持ち出し簿兼報告書に記録をしていた。記帳後は係長が持ち出した相談記録等を確認の上押印していた。しかしながら、個人情報持ち出し簿兼報告書には、持ち出し時と持ち帰り時の二重の確認はされていなかったという現況に対し、個人情報持ち出し簿について、持ち出し時と持ち帰り時の二重の確認ができるよう、さらに持ち出し時は何の書類が持ち出されたのか、帰庁した際はその書類が全部戻されているかどうかチェックできるよう、様式の見直しを検討されたいという改善・提案がございました。6ページ目に参りまして、4点目として、シュレッダーの設置はなく、プリンターからのハードコピー等不要となった個人情報記録された書類は、事務室内の所長席前にある棚に一定期間収納され、一定量がたまった段階で地下の保管庫に移動されていたという現況に対し、環境への配慮の視点から、シュレッダーによる処理を避けるのも一つの方法であるが、昨今の情報管理に対する意識の高揚を踏まえ、ただ単に棚に収納するのではなく、守秘性の高いものはセキュリティボックスを活用するなどの方策を検討されたいという改善・提案がございました。次に、(3)外部委託指定管理に係る措置ですが、こちらは2件の改善・提案がございました。まず、おとしより保健福祉センターでは、指定管理者である高齢者在宅サービスセンターを運営する法人への立ち入り調査を行っていたが、地域包括支援センターへの立ち

入り調査は行っていなかったという現況に対し、相談業務などの確認を含め、個人情報の取り扱いについて、例えば16カ所の地域包括支援センターのうち、毎年数カ所だけでも立ち入り調査を実施されたいという改善・提案がございました。次に、委託先との授受等確認簿に、授受の日付が一部前後しているもの、日付の記入が漏れているもの、確認欄に押印がなく、押印漏れであるのか、実際にまだ確認をしていないのか、不明であるものが見受けられたという現況に対し、委託業務の適正な履行確認はもとより、授受簿の記録自体を軽視することなく、授受に関する記録について適正に処理されたいという改善・提案がございました。最後に、(5)電子計算組織への記録及び電子計算組織の外部結合です。こちらは2件の改善・提案がございました。まず、パソコンのOS立ち上げ時のID及びパスワードは、おとしより保健福祉センター共通のもので、福祉総合システム立ち上げ時のパスワードは職員個人のものであるという現況に対し、パスワードについては使用期間が長期にわたると、パスワード本来の役割を果たさなくなってくる。納税課の場合と同様、変更の頻度を段階的に上げていくなどの改善をしていくことが望まれるという改善・提案がございました。次に、7ページに参りまして、個人情報を伴う文書をワード・エクセル文書として作成した場合はUSBメモリーに保存し、USBメモリーは係単位で管理がされているという現況に対し、サーバ内の共有フォルダ等を用いた文書管理が望ましいが、やむを得ずUSBメモリーを使用する場合は、納税課の場合と同様、職場で用意したUSBメモリーを所長の管理のもとに使用するというようなルールを徹底し、あわせて個人情報を記録するUSBメモリーについては暗号化するとともに、区のパソコン以外では使用できないよう、必要な措置を講じられたいという改善・提案がございました。以上がおとしより保健福祉センターの現地調査結果でございますが、外部評価委員会から8件の改善・提案事項がございました。なお、報告書本体について補足説明をさせていただきますと、2ページをお願いいたします。こちらに外部評価委員のお名前を掲載しております。

3ページから6ページが外部評価実施に伴う評価基準で、平成20年7月7日に開催されました第1回目の外部評価委員会において策定をしていただいたものとなっております。7ページからが納税課の現地調査結果です。10ページまでが事務処理の現況で、先ほどご説明申し上げました概要版の表を文章化したものです。13ページまでが同様に改善・提案事項を文章化したものです。13ページから14ページまでが報告に添えて提出する意見ということで、納税課の現地調査について総括的に外部評価委員会のご意見をまとめたものとなっております。15ページから17ページまでが改善・提案事項一覧で、先ほどの概要版に掲載をいたしましたものです。こちらは、本文の文章をコンパクトにまとめたものとなっております。18ページからは、おとしより保健福祉センターの現地調査結果で、納税課と同様、22ページまでが事務処理の現況、24ページまでが改善・提案事項。24ページから25ページまでが報告に添えて提出する意見。26ページから28ページまでが、改善・提案事項一覧となっております。29ページから31ページま

でが外部評価委員会設置要綱と名簿。32ページから33ページが個人情報保護検討会議設置要綱。34ページが概要版に掲載をいたしました外部評価制度の仕組み図となっております。

なお、外部評価委員会につきましては、第1回目を平成20年7月7日に開催し、第2回目が8月22日の納税課の現地調査、第3回目が9月25日のおとしより保健福祉センターの現地調査、その後、11月13日と12月16日の2回報告書についての審議を行い、合計5回の開催により最終的に取りまとめ、本報告につきましては、平成21年1月30日、外部評価委員会から区長に提出をされてございます。

また、外部評価委員会からの改善・提案事項につきましては、これを具体的に検討する庁内組織であります個人情報保護検討会議、2月12日、あさってですが、開催をいたしまして、具体的な検討を開始するところです。雑駁ですが、説明は以上でございます。

佐藤会長 はい、ありがとうございました。ただいまの外部評価委員会でございますが、新しい試みということで、今回は初めての報告でございました。当審議会との関係では、これを受けて、必要に応じて区長のほうにさらに建議をするというようなことも可能でございますけれども、本日は随分時間を超過しておりますので、次回以降、ご意見があれば承るという形で処理させていただきたいと存じます。

この際、各委員の皆様から何かご発言がございましょうか。よろしいですか。

それでは、本日は長時間本当にすみません。やはり会長を引き受けるんじゃないかなと思うくらい延びてしまいました。30分の延長になってしまいました。まことに申しわけございません。次回以降、迅速な運営に資したいと思えます。ありがとうございました。

次回は、7月ごろを予定しております。改めて日程調整申し上げます。その節にはよろしくご参集ください。

閉会といたします。ありがとうございました。

(「どうもありがとうございました」と言う人あり)

事務局 本日は長時間にわたりありがとうございました。

午後4時30分閉会